

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月1日提出
【計算期間】	第4期(自 2019年11月6日至 2020年11月2日)
【ファンド名】	SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055 SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045 SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小嶋 信弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S」AMラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「S」AMスモールキャップ・マザーファンド、「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」、「SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」(以下それぞれ「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。)の受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託を主要投資対象として信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファ ンド	あり ()

一般	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
債券	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ		
一般 公債 社債	日々 その他 ()	中近東 (中東) エマージング		
その他債券 クレジット属性 () 不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義 >

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、株式および債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< ファンドの特色 >

● ファンドの目的

国内外の株式や債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

● ファンドの特色

1

ターゲットイヤーが異なる、「SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055」、「SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045」、「SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035」をご用意しています。

- ターゲットイヤー・ファンドとは、決められたターゲットイヤーに向かって、徐々にリスクを低減する方向で資産配分を変更していくバランスファンドです。

※ターゲットイヤー後は、安定運用を継続します。

- 各ファンドのターゲットイヤー

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	2055年
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	2045年
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	2035年

2

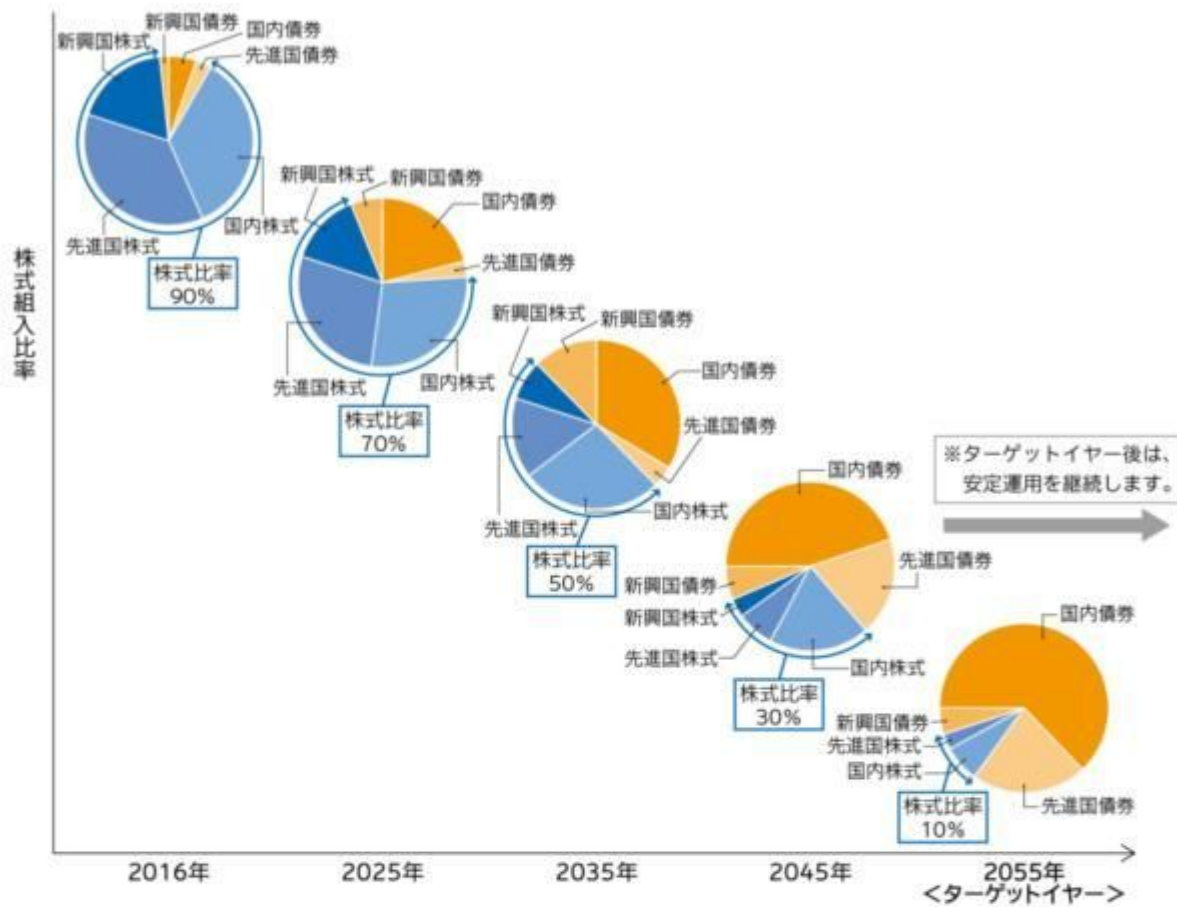
設定後は、ターゲットイヤーに向けて徐々に株式の投資割合を減少させ、債券の投資割合を増加させることにより、リスクを低減していきます。

- 投資割合の変更によるリスクの低減は、年1回行うことを基本とします。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年	→	2045年	→	2055年
国内債券	5%	→	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	35%	→	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	37%	→	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	18%	→	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	2%	→	6%	→	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	90%	→	70%	→	50%	→	30%	→	10%

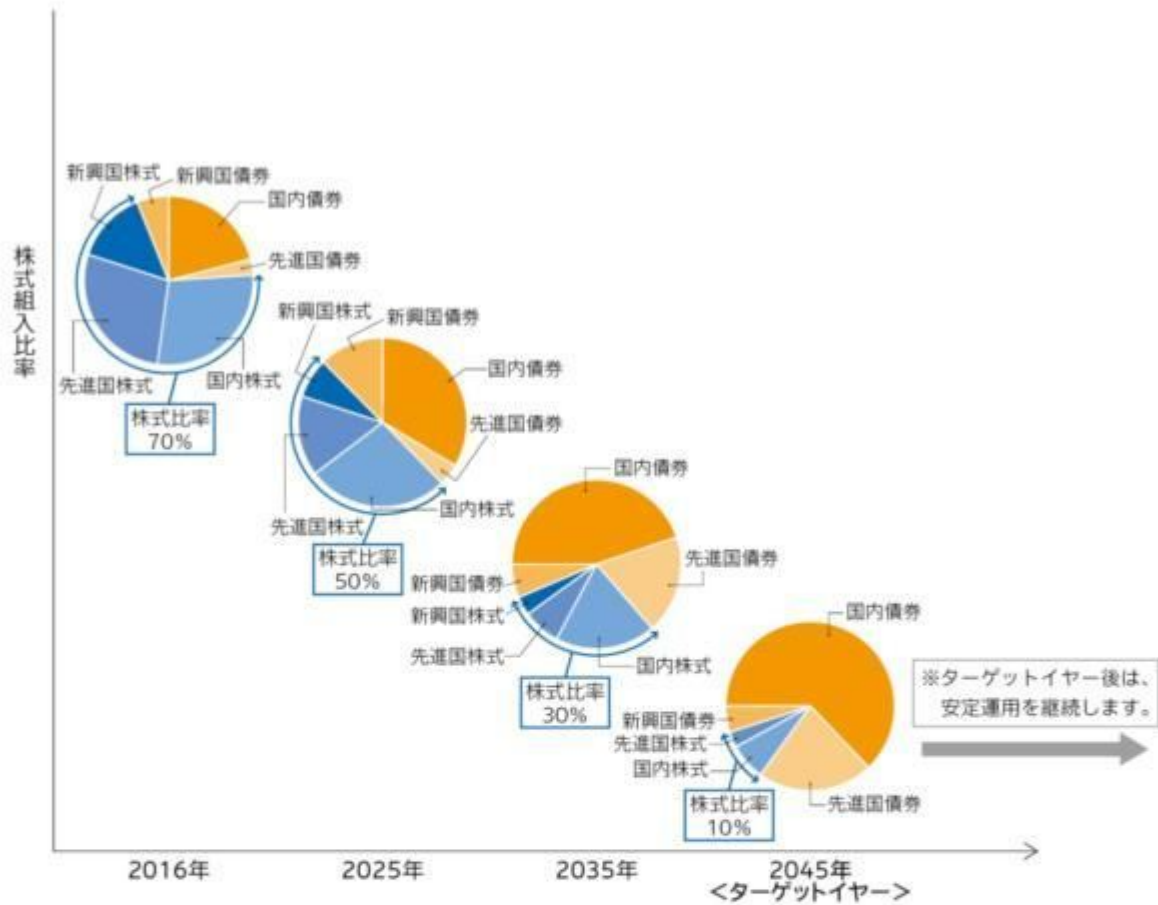
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年	→	2045年
国内債券	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	6%	→	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	70%	→	50%	→	30%	→	10%

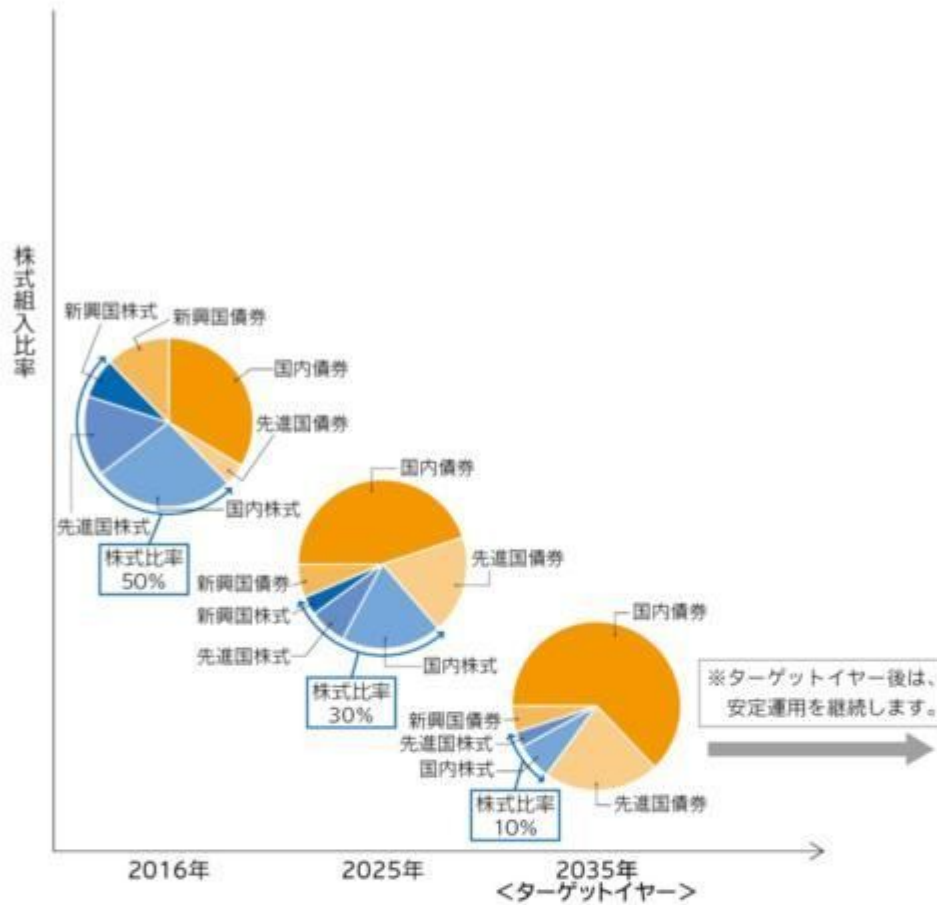
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年
国内債券	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	4%	→	19%	→	22%
国内株式	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	50%	→	30%	→	10%

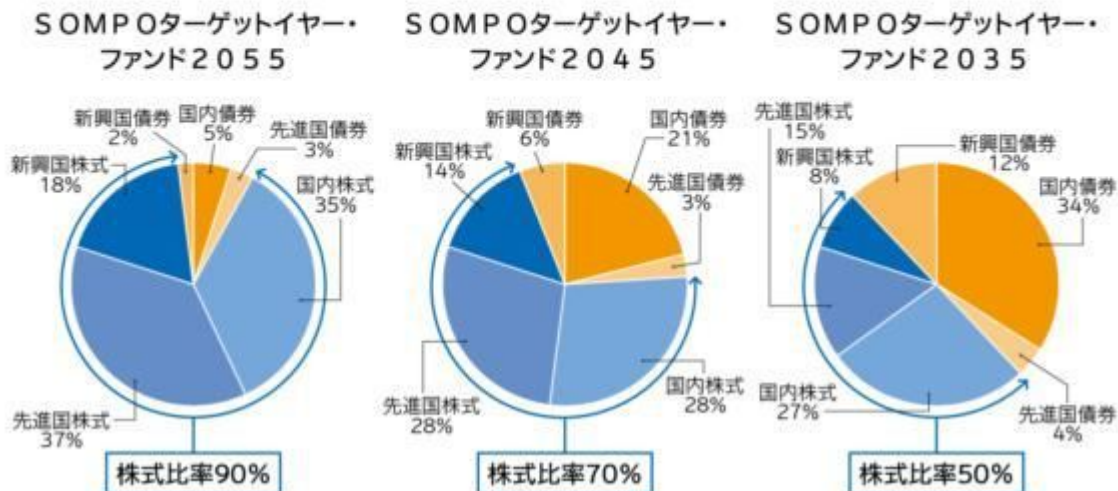
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

3

当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、国内外の株式や債券へ分散投資を行います。

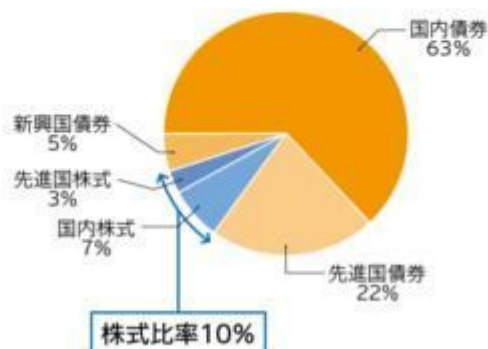
- 各ファンドの当初設定時の基準資産配分比率は以下の通りです。



4

各ファンドのターゲットイヤー以降は、以下の基準資産配分比率とし、原則として、最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減した運用を継続します。

- ターゲットイヤーである2055年、2045年、2035年の各決算日の翌日から、安定運用を開始します。
- ターゲットイヤー以降の資産配分比率は以下の通りです(各ファンド共通)。



- ・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。
- ・実際の基準資産配分と異なることがあります。

<最大許容損失(フロア)について>

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 具体的には、ポートフォリオ全体のリターンが悪化した場合には、組入れ資産を同じ割合で縮小させ、短期金融商品へシフトすることで最大許容損失(フロア)の水準を下回らないよう運営します。

※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

5

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

国内外の株式や債券への投資は以下のマザーファンド等を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
国内株式	S J A M ラージキャップ・パリュウ・マザーファンド S J A M スモールキャップ・マザーファンド
先進国債券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド
先進国株式	S O M P O 外国株式アクティブパリュウ(リスク抑制型)マザーファンド
新興国債券	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド*
新興国株式	エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託

※エマージング債券の運用指図に関する権限を、コルチェスター・グローバル・インベスターズ(シンガポール)に委託します。なお、コルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)は、コルチェスター グローバル インベスターズに運用の一部を再委託します。

- ・ターゲットイヤーに向けて各マザーファンドへの配分比率は変更されます。また、ベビーファンドから直接、株式や債券に投資する場合があります。
- ・一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

コルチェスター・グローバル・インベスターズについて

1999年設立。ロンドンを拠点とする、ソブリン債券(各国の政府または政府関係機関が発行、または保証している債券)と為替の運用に特化した運用会社です。

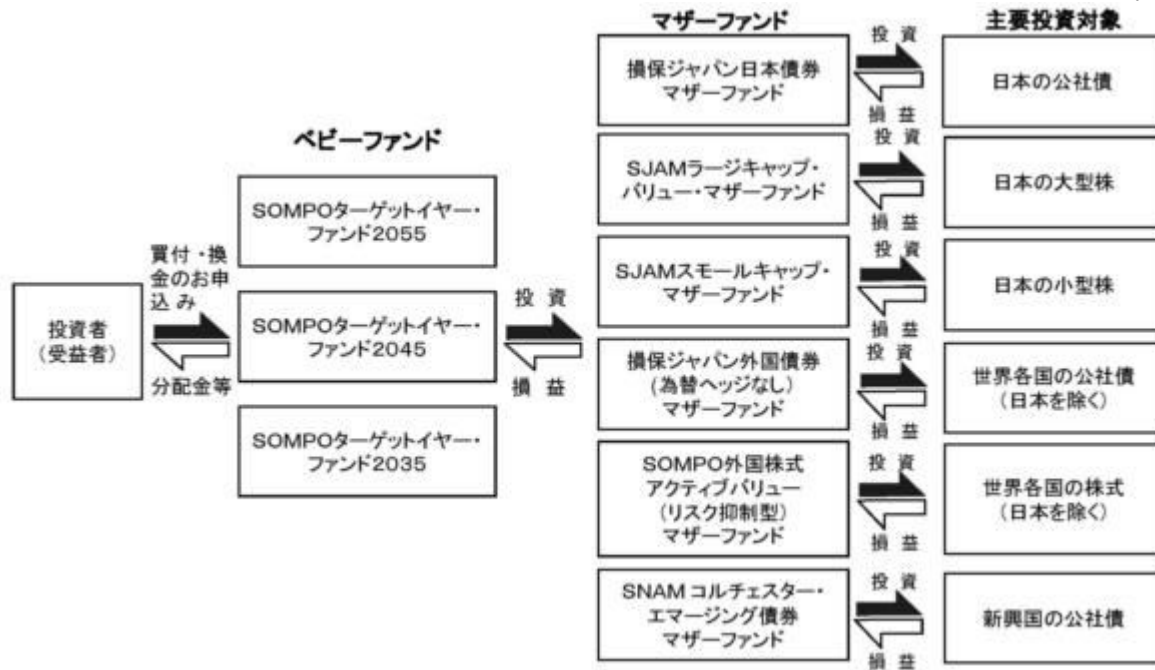
(2)【ファンドの沿革】

2016年10月25日 信託契約締結、設定、運用開始

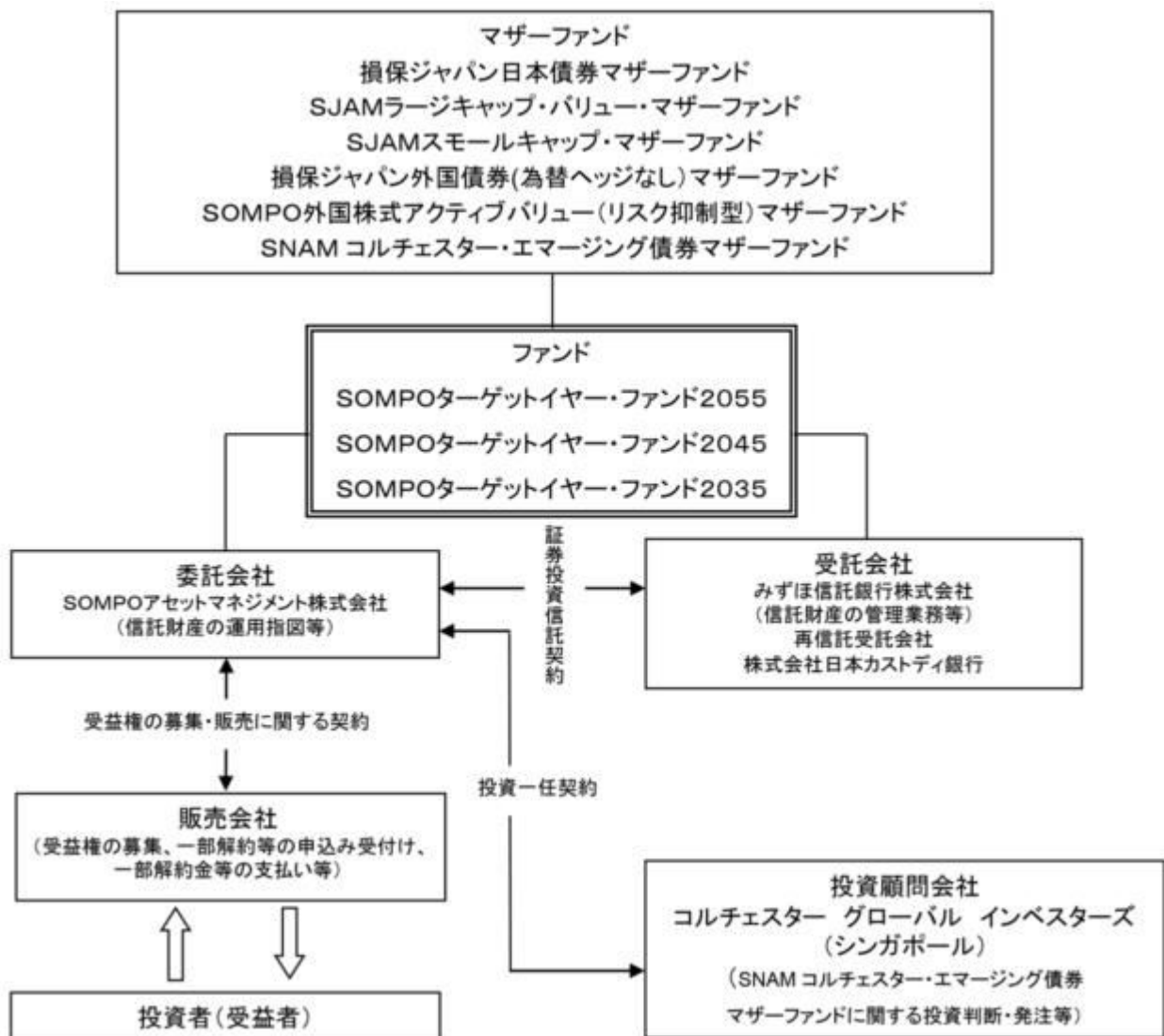
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券については直接投資を行います。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社
 ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
- () 販売会社
 委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- () 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
 委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
- () 投資顧問会社：コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）
 委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の投資顧問会社として、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。なお、運用の一部につき、運用指図に関する権限をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託することがあります。

委託会社等の概況

- () 資本金の額 1,550百万円（2020年11月末現在）

() 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況（2020年11月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、S J A M スモールキャップ・マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド受益証券、S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド受益証券、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 損保ジャパン日本債券マザーファンド、S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド、S J A M スモールキャップ・マザーファンド、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド、S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託への投資を通じて、国内外の株式や債券へ分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

- () 当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、ポートフォリオを構築します。

<当初設定時の基準資産配分比率>

	国内債券	国内株式	先進国債券	先進国株式	新興国債券	新興国株式
ターゲットイヤー・ファンド2055	5%	35%	3%	37%	2%	18%
ターゲットイヤー・ファンド2045	21%	28%	3%	28%	6%	14%
ターゲットイヤー・ファンド2035	34%	27%	4%	15%	12%	8%

- () 安定運用開始時期に向けて株式への投資割合を漸減し、債券の投資割合を漸増し、原則として、以下の安定運用期間の基準資産配分比率に基づきポートフォリオを構築し、リスクを低減する運用を行います。

<安定運用開始時期>

ターゲットイヤー・ファンド2055 2055年の決算日の翌日(第40計算期間開始日)

ターゲットイヤー・ファンド2045 2045年の決算日の翌日(第30計算期間開始日)

ターゲットイヤー・ファンド2035 2035年の決算日の翌日(第20計算期間開始日)

<安定運用期間の基準資産配分比率>

	国内債券	国内株式	先進国債券	新興国債券	先進国株式	新興国株式
各ファンド共通	63%	7%	22%	5%	3%	0%

- () 安定運用開始時期以降は、原則として最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減しつつ、安定した収益の確保を目指します。

- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

二．約束手形

委託会社は、信託金を、主としてSOMPOアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S」AMラージキャップ・バリュウ・マザーファンド」、「S」AMスモールキャップ・マザーファンド、「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」、「SOMPO外国株式アクティブバリュウ(リスク抑制型)マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- 17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- 20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

a. 委託会社の運用体制と社内規程

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

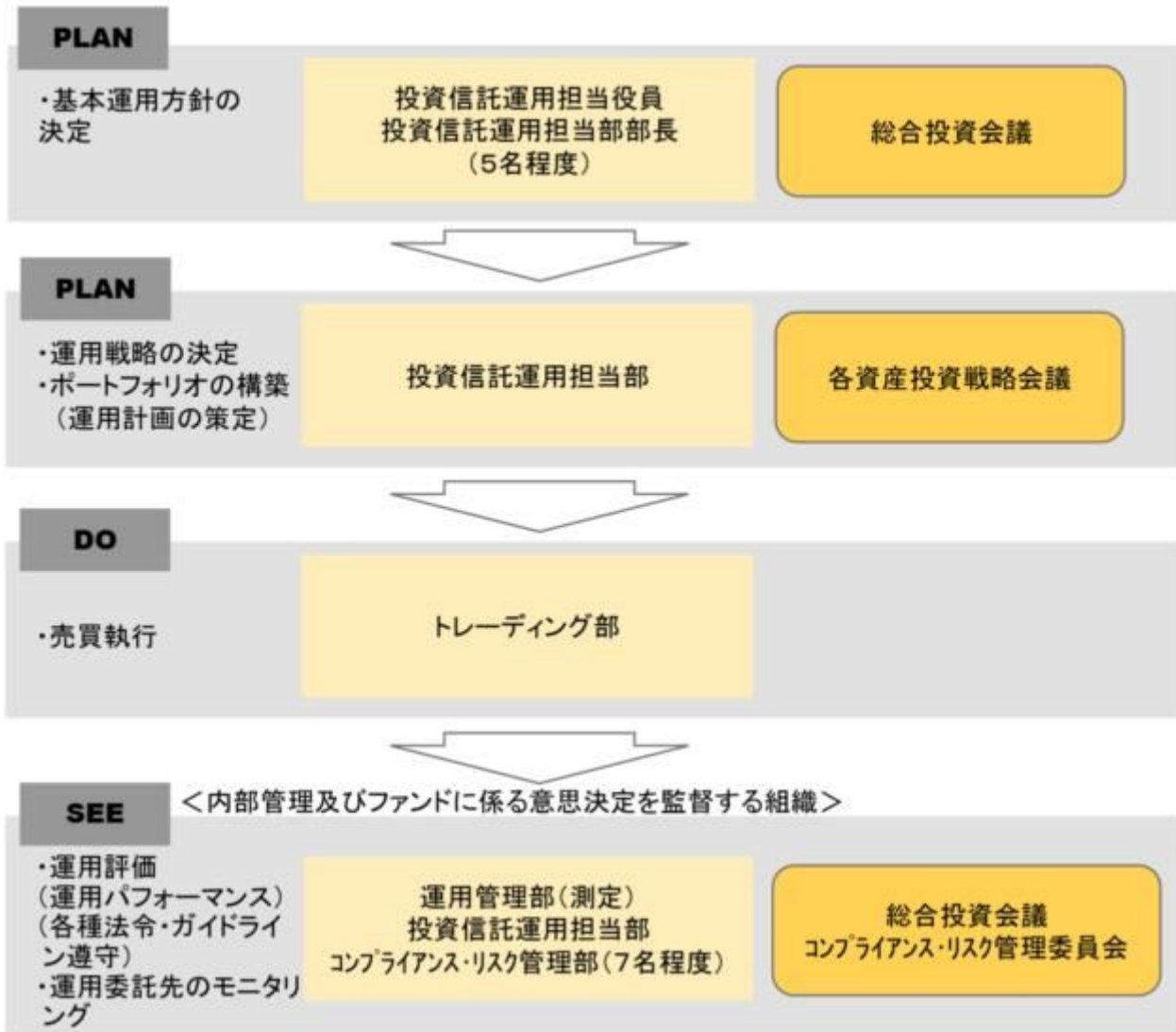
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等のサービス規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2020年11月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスターでは、運用チームのインベストメントマネージャーが各プロダクトを担当し、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）とともに参加する投資委員会で投資判断を行います。また、コンプライアンス部門によるチェック体制も保持します。



2020年11月末現在のものであり、今後変更される場合もあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則11月2日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5) 【投資制限】

a. 各ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合は、次の通りとします。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055 制限を設けません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045 制限を設けません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035 信託財産の純資産総額の70%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なものをいいます。以下同じ。))ならびに信託財産に既に組み入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲

- () 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けに係る建玉の時価総額が信託財

産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記（ ）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記（ ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記（ ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴

う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

(参考)「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA - B P I 総合指数を中長期的に上回

る投資成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S J A M ラージキャップ・バリュール・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

転換社債、ならびに新株予約権付社債や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含み

ます。)等に投資する場合があります。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S」AMスモールキャップ・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン外国債券（ヘッジなし）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(参考)「SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

銘柄選定にあたっては、当社が独自に開発した外国株式評価モデルにより算出した投資価値と市場価値とを比較した相対的割安度を測定します。

相対的割安度の高い銘柄を中心に、ベンチマークであるMSCIコクサイ インデックス（配当込み）と比較してリスク水準を抑えたポートフォリオを構築し、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なもの)をいいます。以下同じ。)ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方針

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の国債、地方債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等(以下「国債・政府機関債等」といいます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

公社債の運用指図および為替取引に係る権限をColchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.に委託します。なお、Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.は、ポートフォリオの決定、アジア以外の地域の為替トレード、リサーチ業務、保有資産の管理業務等に関する権限の一部をColchester Global Investors Limitedに再委託します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(除くBB-格未満・ヘッジなし)をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

投資する国債・政府機関債等は、原則として、取得時においてBB-格相当以上の格付を有するものとします。

組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび投資収益の確保を目的として、為替ヘッジを機動的に行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、もしくは為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リ

スクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができません。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なもの)をいいます。以下同じ。)ならびに信託財産に既に組み入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属いたします。したがって、投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<ファンドの投資にかかるリスク>

資産配分のリスク

ファンドの基準資産配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

価格変動リスク

株式や公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。

また、一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組み入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組み入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落

する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

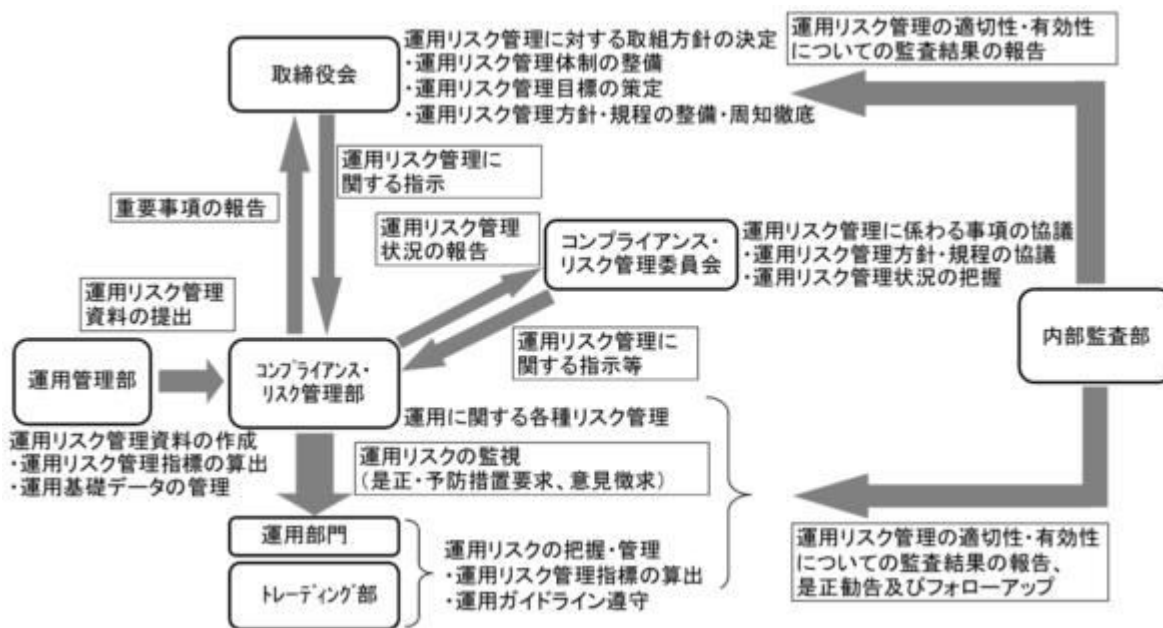
委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>

a. 委託会社のリスク管理体制



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

（注）上図は、2020年11月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先のリスク管理体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）では、統合的なリスク管理機関として、オペレーションチームのチーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）を議長とするビジネス・リスク委員会がファンドおよび会社の事業リスクの管理を担っています。また、同社が行った取引については、最良執行規程に基づきレビューが行われます。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。

2015年12月～2020年11月

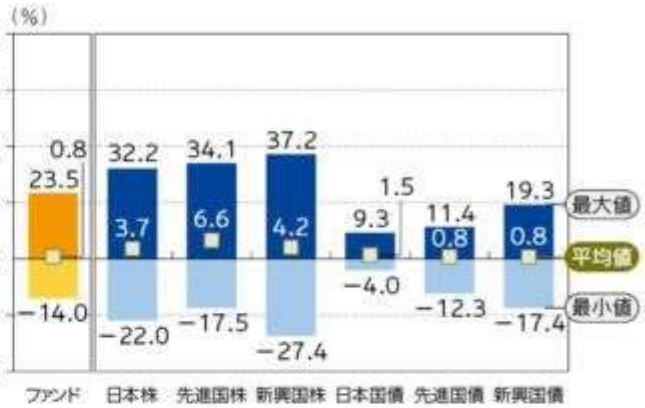
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055



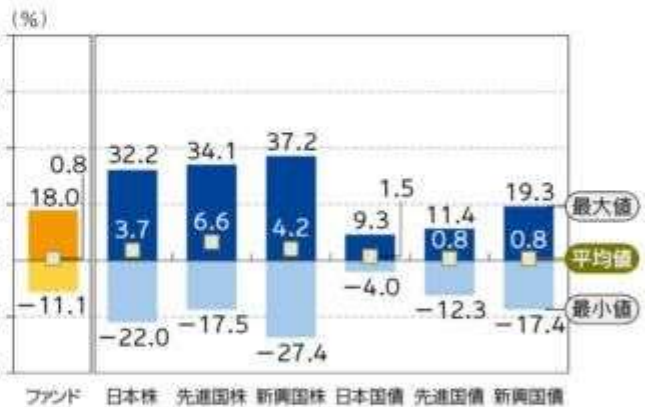
ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、
ご注意ください。

ファンド：2017年10月～2020年11月
代表的な資産クラス：2015年12月～2020年11月



SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045



SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

● 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

<p>日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。</p>	<p>先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
<p>新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</p> <p>MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>	<p>日本国債:NOMURA-BPI 国債</p> <p>野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p>
<p>先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)</p> <p>FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。</p>	<p>新興国債:J PモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)</p> <p>J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。</p>

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	<p>申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。</p> <p>申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>

販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分も下表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2055年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2055年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2045年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2045年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2035年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2035年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

信託報酬を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、各ファンドに属するSNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.49%を乗じて得た額とします。

〔ファンドの運用の対価〕

コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）は、委託会社から委託された「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託する場合にコルチェスター グローバル イ

ンベスターズが受ける報酬を、前記 に基づいてコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）が受け取る報酬から支払うものとします。その報酬額は前記 の率を上限とし、コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）とコルチェスター グローバル インベスターズが締結する当該親投資信託およびその他の委託業務全般を包括した業務委託契約に基づいて支払われます。〔ファンドの運用の対価〕

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とな

ります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）。

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

- ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	50,062,700	16.71
親投資信託受益証券	日本	247,486,102	82.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,960,439	0.66
純資産総額		299,509,241	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	44,193,538	11.21
親投資信託受益証券	日本	347,090,859	88.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,986,332	0.76
純資産総額		394,270,729	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2020年11月30日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		1,928,904	0.49

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	43,743,985	6.04
親投資信託受益証券	日本	676,470,709	93.39
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		4,109,205	0.57
純資産総額		724,323,899	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) 損保ジャパン日本債券マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	12,721,261,300	68.86
地方債証券	日本	1,019,043,000	5.52
特殊債券	日本	624,078,956	3.38
社債券	日本	3,220,237,000	17.43
	フランス	204,169,000	1.11
		3,424,406,000	18.54
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		686,384,034	3.70

純資産総額	18,475,173,290	100.00
-------	----------------	--------

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) S J A M ラージキャップ・バリュース・マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	28,644,936,990	98.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		459,092,051	1.58
純資産総額		29,104,029,041	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) S J A M スモールキャップ・マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,428,812,300	98.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		184,450,179	1.92
純資産総額		9,613,262,479	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	3,607,078,819	41.30
	フランス	913,324,013	10.46
	イタリア	798,796,755	9.14
	ドイツ	636,632,998	7.29
	イギリス	545,643,408	6.25
	スペイン	522,162,456	5.98
	オーストラリア	220,377,067	2.52
	ベルギー	191,212,111	2.19
	カナダ	163,813,104	1.88
	オランダ	157,435,466	1.80
	オーストリア	130,683,180	1.50
	メキシコ	62,571,921	0.72

	アイルランド	59,261,958	0.68
	フィンランド	50,178,673	0.57
	ポーランド	46,550,024	0.53
	デンマーク	37,174,227	0.43
	シンガポール	36,174,017	0.41
	マレーシア	31,632,027	0.36
	スウェーデン	29,645,485	0.34
	ノルウェー	19,786,147	0.23
		8,260,133,856	94.56
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		474,752,003	5.44
純資産総額		8,734,885,859	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	390,717,265	61.55
	アイルランド	30,603,521	4.82
	ドイツ	30,274,645	4.77
	デンマーク	26,866,179	4.23
	イギリス	19,922,417	3.14
	スイス	17,110,985	2.70
	ジャージー	14,243,134	2.24
	ノルウェー	12,019,945	1.89
	スペイン	9,823,957	1.55
	フランス	9,174,013	1.45
	オーストラリア	9,020,372	1.42
	シンガポール	6,436,383	1.01
	香港	6,348,920	1.00
	バミューダ	3,152,906	0.50
	カナダ	2,687,519	0.42
	オランダ	912,778	0.14
		589,314,939	92.84
投資証券	アメリカ	31,747,007	5.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,731,427	2.16
純資産総額		634,793,373	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2020年11月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	394,556,103	18.14
	インドネシア	382,020,410	17.57
	南アフリカ	290,623,405	13.36
	コロンビア	255,958,188	11.77
	ブラジル	248,967,500	11.45
	ロシア	246,313,585	11.33
	マレーシア	234,850,754	10.80
	ポーランド	58,205,733	2.68
		2,111,495,678	97.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		63,183,463	2.91
純資産総額		2,174,679,141	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2020年11月30日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		913,692,397	42.02
	売建		914,840,317	42.07

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

2020年11月30日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
直物為替先渡取引	買建		441,549,132	20.30
	売建		585,400,139	26.92

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	S O M P O 外国株式アクティブパ リュウ(リスク抑制型)マザー ファンド	70,090,717	1.2544	87,921,796	1.3948	97,762,532	32.64
2	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	8,018	5,554.99	44,539,976	6,243.78	50,062,700	16.71
3	日本	親投資信託 受益証券	S J A M スモールキャップ・マ ザーファンド	21,355,999	2.1585	46,098,578	2.1947	46,870,011	15.65
4	日本	親投資信託 受益証券	S J A M ラージキャップ・パ リュウ・マザーファンド	27,529,104	1.5571	42,865,568	1.6977	46,736,159	15.60
5	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	24,958,693	1.4501	36,193,437	1.4522	36,245,013	12.10
6	日本	親投資信託 受益証券	S N A M コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	8,875,794	1.1542	10,244,818	1.2261	10,882,611	3.63
7	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッ ジなし)マザーファンド	5,291,839	1.6800	8,890,727	1.6988	8,989,776	3.00

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	16.71
親投資信託受益証券	82.63
合計	99.35

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド2045

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	72,048,378	1.4501	104,480,542	1.4522	104,628,654	26.54
2	日本	親投資信託 受益証券	S O M P O 外国株式アクティブパ リュウ(リスク抑制型)マザー ファンド	62,850,968	1.2544	78,840,255	1.3948	87,664,530	22.23
3	日本	親投資信託 受益証券	S J A M スモールキャップ・マ ザーファンド	24,239,178	2.1551	52,239,122	2.1947	53,197,723	13.49
4	日本	親投資信託 受益証券	S J A M ラージキャップ・パ リュウ・マザーファンド	31,235,455	1.5571	48,636,727	1.6977	53,028,431	13.45
5	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	7,078	5,554.99	39,318,277	6,243.78	44,193,538	11.21
6	日本	親投資信託 受益証券	S N A M コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	28,354,216	1.1530	32,692,616	1.2261	34,765,104	8.82

7	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッ ジなし)マザーファンド	8,127,159	1.6798	13,652,301	1.6988	13,806,417	3.50
---	----	---------------	--------------------------------	-----------	--------	------------	--------	------------	------

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	11.21
親投資信託受益証券	88.03
合計	99.24

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファン ド	192,357,069	1.4501	278,952,520	1.4522	279,340,935	38.57
2	日本	親投資信託 受益証券	SOMPO外国株式アクティブパ リュウ(リスク抑制型)マザー ファンド	60,628,151	1.2544	76,051,953	1.3948	84,564,145	11.67
3	日本	親投資信託 受益証券	SJAMスモールキャップ・マ ザーファンド	37,815,358	2.1587	81,633,656	2.1947	82,993,366	11.46
4	日本	親投資信託 受益証券	SJAMラージキャップ・パ リュウ・マザーファンド	48,747,211	1.5571	75,904,283	1.6977	82,758,140	11.43
5	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッ ジなし)マザーファンド	45,288,766	1.6801	76,090,706	1.6988	76,936,555	10.62
6	日本	親投資信託 受益証券	SNAM コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	56,991,737	1.1543	65,785,861	1.2261	69,877,568	9.65
7	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	7,006	5,554.99	38,918,317	6,243.78	43,743,985	6.04

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	6.04
親投資信託受益証券	93.39
合計	99.43

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（%）	償還日	投資 比率 （%）
1	日本	国債証券	第410回利付国債（2年）	1,790,000,000	100.39	1,796,981,000	100.31	1,795,692,200	0.1000000	2022/3/1	9.72
2	日本	国債証券	第138回利付国債（5年）	1,090,000,000	100.72	1,097,914,000	100.78	1,098,512,900	0.1000000	2023/12/20	5.95
3	日本	国債証券	第417回利付国債（2年）	900,000,000	100.44	904,041,000	100.45	904,050,000	0.1000000	2022/10/1	4.89
4	日本	国債証券	第413回利付国債（2年）	620,000,000	100.46	622,890,900	100.37	622,325,000	0.1000000	2022/6/1	3.37
5	日本	国債証券	第142回利付国債（5年）	550,000,000	100.97	555,335,000	100.95	555,263,500	0.1000000	2024/12/20	3.01
6	日本	国債証券	第342回利付国債（10年）	540,000,000	101.06	545,724,000	101.06	545,751,000	0.1000000	2026/3/20	2.95
7	日本	国債証券	第171回利付国債（20年）	460,000,000	97.75	449,650,000	98.66	453,863,600	0.3000000	2039/12/20	2.46
8	日本	国債証券	第166回利付国債（20年）	410,000,000	105.43	432,274,100	106.22	435,506,100	0.7000000	2038/9/20	2.36
9	日本	社債券	第3回三井住友海上火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条	400,000,000	100.67	402,714,000	100.65	402,612,000	0.8500000	2077/12/10	2.18
10	日本	特殊債券	第11回政府保証地方公共団体金融機構債券（4年）	400,000,000	100.04	400,168,000	99.96	399,864,000	0.0010000	2024/8/28	2.16
11	日本	地方債証券	第807回東京都公募公債	400,000,000	100.00	400,000,000	99.90	399,620,000	0.1000000	2030/6/20	2.16
12	日本	国債証券	第154回利付国債（20年）	340,000,000	113.89	387,226,000	114.13	388,042,000	1.2000000	2035/9/20	2.10
13	日本	国債証券	第151回利付国債（20年）	340,000,000	113.70	386,600,400	113.90	387,263,400	1.2000000	2034/12/20	2.10
14	日本	国債証券	第357回利付国債（10年）	350,000,000	100.81	352,835,000	101.04	353,647,000	0.1000000	2029/12/20	1.91
15	日本	国債証券	第152回利付国債（20年）	270,000,000	113.77	307,181,700	113.98	307,746,000	1.2000000	2035/3/20	1.67
16	日本	地方債証券	第135回共同発行市場公募地方債	300,000,000	102.45	307,350,000	102.29	306,888,000	0.6590000	2024/6/25	1.66
17	日本	国債証券	第38回利付国債（30年）	210,000,000	128.04	268,884,000	128.53	269,913,000	1.8000000	2043/3/20	1.46
18	日本	国債証券	第158回利付国債（20年）	260,000,000	103.08	268,008,000	103.56	269,266,400	0.5000000	2036/9/20	1.46

19	日本	国債証券	第43回利付 国債(30 年)	200,000,000	126.59	253,180,000	126.88	253,774,000	1.7000000	2044/6/20	1.37
20	日本	国債証券	第130回利付 国債(20 年)	190,000,000	119.06	226,214,000	118.67	225,482,500	1.8000000	2031/9/20	1.22
21	日本	国債証券	第57回利付 国債(30 年)	210,000,000	105.70	221,982,600	105.88	222,362,700	0.8000000	2047/12/20	1.20
22	日本	国債証券	第113回利付 国債(20 年)	180,000,000	119.44	214,999,200	118.79	213,838,200	2.1000000	2029/9/20	1.16
23	日本	社債券	第1回武田薬 品工業株式 会社無担保 社債(劣後特 約付)FR	200,000,000	103.40	206,800,000	103.12	206,248,000	1.7200000	2079/6/6	1.12
24	日本	国債証券	第351回利付 国債(10 年)	200,000,000	101.43	202,860,000	101.36	202,734,000	0.1000000	2028/6/20	1.10
25	日本	社債券	第1回九州電 力株式会社利 払繰延条項・ 期限前	200,000,000	100.00	200,000,000	100.98	201,972,000	0.9900000	2080/10/15	1.09
26	日本	社債券	第38回東京 電力パワー グリッド株式 会社社債(一 般担保付)	200,000,000	99.98	199,960,000	100.92	201,854,000	0.5800000	2025/7/16	1.09
27	日本	国債証券	第359回利付 国債(10 年)	200,000,000	100.87	201,740,000	100.85	201,716,000	0.1000000	2030/6/20	1.09
28	日本	社債券	第1回アサヒ ホールディ ングス株式 会社利払繰 延条項・期 限前	200,000,000	100.00	200,000,000	100.47	200,940,000	0.9700000	2080/10/15	1.09
29	日本	国債証券	第412回利付 国債(2 年)	200,000,000	100.47	200,954,000	100.35	200,708,000	0.1000000	2022/5/1	1.09
30	日本	地方債証券	令和2年度第 10回愛知県 公募公債(1 0年)	200,000,000	100.35	200,708,000	100.29	200,580,000	0.1500000	2030/9/20	1.09

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

(注3) 償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	68.86
地方債証券	5.52
特殊債券	3.38
社債券	18.54
合計	96.28

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	697,400	2,610.87	1,820,820,738	2,465.00	1,719,091,000	5.91
2	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	3,733,900	535.88	2,000,922,332	448.50	1,674,654,150	5.75
3	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	485,100	3,597.28	1,745,040,528	3,032.00	1,470,823,200	5.05
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	434,800	2,969.74	1,291,242,952	2,871.50	1,248,528,200	4.29
5	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	327,100	3,725.37	1,218,568,527	3,745.00	1,224,989,500	4.21
6	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	931,900	1,304.26	1,215,439,894	1,276.50	1,189,570,350	4.09
7	日本	株式	鹿島建設	建設業	798,300	1,255.23	1,002,050,109	1,373.00	1,096,065,900	3.77
8	日本	株式	三菱電機	電気機器	687,000	1,522.30	1,045,820,100	1,533.50	1,053,514,500	3.62
9	日本	株式	第一生命ホールディ ングス	保険業	573,300	1,575.84	903,429,072	1,644.50	942,791,850	3.24
10	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	425,300	2,214.90	941,996,970	2,120.00	901,636,000	3.10
11	日本	株式	東レ	繊維製品	1,527,900	485.95	742,483,005	566.10	864,944,190	2.97
12	日本	株式	小松製作所	機械	340,200	2,193.33	746,170,866	2,540.00	864,108,000	2.97
13	日本	株式	セイコーエプソン	電気機器	540,300	1,586.28	857,067,084	1,557.00	841,247,100	2.89
14	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	128,900	7,810.57	1,006,782,473	6,488.00	836,303,200	2.87
15	日本	株式	セブン&アイ・ホー ルディングス	小売業	251,200	3,584.62	900,456,544	3,313.00	832,225,600	2.86
16	日本	株式	日揮ホールディング ス	建設業	843,400	1,404.43	1,184,496,262	935.00	788,579,000	2.71
17	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	651,900	1,401.61	913,709,559	1,194.00	778,368,600	2.67
18	日本	株式	荏原製作所	機械	208,000	2,351.56	489,124,480	3,340.00	694,720,000	2.39
19	日本	株式	日立製作所	電気機器	169,400	3,593.55	608,747,370	3,966.00	671,840,400	2.31
20	日本	株式	日本テレビホール ディングス	情報・通 信業	577,900	1,404.19	811,483,782	1,137.00	657,072,300	2.26
21	日本	株式	三井不動産	不動産業	293,100	2,591.67	759,618,477	2,181.50	639,397,650	2.20
22	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	188,400	2,588.45	487,663,980	3,200.00	602,880,000	2.07
23	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガ ス業	248,600	2,380.72	591,846,992	2,344.50	582,842,700	2.00
24	日本	株式	三菱地所	不動産業	307,500	1,912.91	588,219,825	1,804.00	554,730,000	1.91
25	日本	株式	クレディセゾン	その他金 融業	448,300	1,707.36	765,409,488	1,195.00	535,718,500	1.84
26	日本	株式	三井住友トラスト・ ホールディングス	銀行業	173,400	3,799.38	658,812,492	3,051.00	529,043,400	1.82
27	日本	株式	日産自動車	輸送用機 器	922,600	484.62	447,110,412	492.50	454,380,500	1.56
28	日本	株式	野村ホールディング ス	証券、商 品先物取 引業	855,700	542.39	464,123,123	524.00	448,386,800	1.54
29	日本	株式	M S & A Dインシュ アランスグループ ホール	保険業	143,900	2,946.90	424,058,910	3,035.00	436,736,500	1.50
30	日本	株式	S U M C O	金属製品	196,300	1,478.29	290,188,327	2,114.00	414,978,200	1.43

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2020年11月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	8.55
		食料品	4.08
		繊維製品	2.97
		医薬品	5.56
		ゴム製品	1.40
		ガラス・土石製品	1.21
		鉄鋼	5.39
		非鉄金属	2.67
		金属製品	1.43
		機械	7.43
		電気機器	8.82
		輸送用機器	7.28
		電気・ガス業	2.90
		陸運業	2.87
		情報・通信業	8.16
		小売業	2.86
		銀行業	12.63
		証券、商品先物取引業	1.54
		保険業	4.74
その他金融業	1.84		
不動産業	4.10		
合計			98.42

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

(参考) S J A M スモールキャップ・マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	E I Z O	電気機器	85,000	3,830.61	325,602,299	3,630.00	308,550,000	3.21
2	日本	株式	H . U . グループホールディングス	サービス業	104,000	2,709.80	281,819,203	2,826.00	293,904,000	3.06
3	日本	株式	伊予銀行	銀行業	420,000	680.12	285,651,759	692.00	290,640,000	3.02
4	日本	株式	東邦ホールディングス	卸売業	145,000	2,109.14	305,825,882	1,903.00	275,935,000	2.87
5	日本	株式	シチズン時計	精密機器	985,800	318.87	314,343,881	275.00	271,095,000	2.82
6	日本	株式	八十二銀行	銀行業	705,000	414.12	291,959,576	371.00	261,555,000	2.72
7	日本	株式	日本ライフライン	卸売業	180,000	1,413.34	254,402,661	1,438.00	258,840,000	2.69

8	日本	株式	ツクイホールディングス	サービス業	428,000	609.92	261,047,335	578.00	247,384,000	2.57
9	日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	420,000	560.56	235,437,801	581.00	244,020,000	2.54
10	日本	株式	第四北越フィナンシャルグループ	銀行業	98,000	2,134.43	209,174,370	2,364.00	231,672,000	2.41
11	日本	株式	北洋銀行	銀行業	915,000	231.24	211,586,535	233.00	213,195,000	2.22
12	日本	株式	日鉄ソリューションズ	情報・通信業	64,000	3,056.67	195,626,880	3,085.00	197,440,000	2.05
13	日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	267,000	732.13	195,480,517	723.00	193,041,000	2.01
14	日本	株式	トラスコ中山	卸売業	74,000	2,583.77	191,199,194	2,606.00	192,844,000	2.01
15	日本	株式	メイテック	サービス業	40,000	5,204.00	208,160,293	4,805.00	192,200,000	2.00
16	日本	株式	キョーリン製薬ホールディングス	医薬品	100,000	2,046.02	204,602,598	1,877.00	187,700,000	1.95
17	日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	180,000	992.00	178,560,000	1,037.00	186,660,000	1.94
18	日本	株式	コメリ	小売業	65,000	3,144.21	204,373,927	2,835.00	184,275,000	1.92
19	日本	株式	群馬銀行	銀行業	554,000	356.23	197,353,811	325.00	180,050,000	1.87
20	日本	株式	ADEKA	化学	105,000	1,526.06	160,236,540	1,658.00	174,090,000	1.81
21	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	260,000	713.00	185,380,000	652.00	169,520,000	1.76
22	日本	株式	AOKIホールディングス	小売業	413,000	550.82	227,489,528	409.00	168,917,000	1.76
23	日本	株式	七十七銀行	銀行業	115,000	1,594.00	183,310,000	1,466.00	168,590,000	1.75
24	日本	株式	ダイビル	不動産業	125,000	1,130.00	141,250,000	1,343.00	167,875,000	1.75
25	日本	株式	日本テレビホールディングス	情報・通信業	120,000	1,170.53	140,464,170	1,137.00	136,440,000	1.42
26	日本	株式	沖縄電力	電気・ガス業	85,000	1,669.00	141,865,000	1,451.00	123,335,000	1.28
27	日本	株式	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	574,500	225.51	129,561,001	214.00	122,943,000	1.28
28	日本	株式	コーセル	電気機器	111,000	904.20	100,366,872	1,105.00	122,655,000	1.28
29	日本	株式	オーエスジー	機械	60,000	1,643.00	98,580,000	1,887.00	113,220,000	1.18
30	日本	株式	ノーリツ鋼機	精密機器	50,000	1,522.00	76,100,000	2,228.00	111,400,000	1.16

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2020年11月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.63
		食料品	0.28
		繊維製品	0.76
		パルプ・紙	1.30
		化学	5.28
		医薬品	2.73
		ゴム製品	0.17
		ガラス・土石製品	0.31

	鉄鋼	2.20
	非鉄金属	0.47
	金属製品	2.12
	機械	1.79
	電気機器	5.21
	輸送用機器	2.58
	精密機器	5.91
	その他製品	2.06
	電気・ガス業	1.28
	情報・通信業	4.10
	卸売業	8.92
	小売業	7.25
	銀行業	26.03
	その他金融業	1.56
	不動産業	3.32
	サービス業	9.79
合計		98.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（%）	償還日	投資 比率 （%）
1	アメリカ	国債証券	Treasury 0.125 220630	6,100,000	10,386.90	633,601,417	10,382.45	633,329,750	0.1250000	2022/6/30	7.25
2	アメリカ	国債証券	Treasury 2.125 240229	3,710,000	11,105.84	412,026,701	11,026.05	409,066,584	2.1250000	2024/2/29	4.68
3	アメリカ	国債証券	Treasury 2.25 270815	3,450,000	11,639.26	401,554,514	11,541.45	398,180,087	2.2500000	2027/8/15	4.56
4	アメリカ	国債証券	Treasury 1.5 300215	3,580,000	11,186.74	400,485,415	11,048.80	395,547,233	1.5000000	2030/2/15	4.53
5	アメリカ	国債証券	Treasury 2.875 490515	1,940,000	14,069.20	272,942,598	13,612.81	264,088,526	2.8750000	2049/5/15	3.02
6	アメリカ	国債証券	Treasury 2.125 250515	2,270,000	11,302.66	256,570,410	11,215.96	254,602,391	2.1250000	2025/5/15	2.91
7	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.0 220408	1,970,000	12,576.80	247,763,095	12,562.00	247,471,536	0.0000000	2022/4/8	2.83
8	アメリカ	国債証券	Treasury 1.875 260630	1,940,000	11,301.25	219,244,406	11,209.52	217,464,750	1.8750000	2026/6/30	2.49
9	イタリア	国債証券	ITALY 2.8 281201	1,390,000	14,200.73	197,390,152	14,839.90	206,274,640	2.8000000	2028/12/1	2.36
10	フランス	国債証券	FRANCE 0.0 220525	1,500,000	12,582.28	188,734,212	12,568.84	188,532,716	0.0000000	2022/5/25	2.16
11	アメリカ	国債証券	Treasury 3.0 480215	1,340,000	14,551.87	194,995,089	13,831.91	185,347,656	3.0000000	2048/2/15	2.12
12	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 250228	1,540,000	11,575.52	178,263,127	11,462.70	176,525,629	2.7500000	2025/2/28	2.02
13	フランス	国債証券	FRANCE 0.0 220225	1,380,000	12,551.18	173,206,364	12,543.59	173,101,661	0.0000000	2022/2/25	1.98

14	イタリア	国債証券	ITALY 1.0 220715	1,110,000	12,734.85	141,356,874	12,736.13	141,371,141	1.0000000	2022/7/15	1.62
15	スペイン	国債証券	SPAIN 5.75 320730	640,000	20,185.73	129,188,729	20,497.69	131,185,277	5.7500000	2032/7/30	1.50
16	フランス	国債証券	FRANCE 1.25 340525	810,000	14,687.95	118,972,455	14,852.46	120,304,963	1.2500000	2034/5/25	1.38
17	スペイン	国債証券	SPAIN 1.5 270430	830,000	13,677.75	113,525,407	13,897.97	115,353,171	1.5000000	2027/4/30	1.32
18	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA 4.75 270421	1,160,000	9,787.16	113,531,081	9,764.33	113,266,341	4.7500000	2027/4/21	1.30
19	フランス	国債証券	FRANCE 0.25 261125	800,000	13,017.06	104,136,533	13,081.16	104,649,352	0.2500000	2026/11/25	1.20
20	イタリア	国債証券	ITALY 2.45 330901	670,000	14,526.91	97,330,335	14,916.14	99,938,186	2.4500000	2033/9/1	1.14
21	イギリス	国債証券	UK GILT 4.0 600122	340,000	30,707.94	104,407,012	29,007.10	98,624,157	4.0000000	2060/1/22	1.13
22	カナダ	国債証券	CANADA 5.75 290601	860,000	11,643.03	100,130,131	11,384.56	97,907,217	5.7500000	2029/6/1	1.12
23	スペイン	国債証券	SPAIN 4.7 410730	425,000	21,644.87	91,990,701	22,297.22	94,763,225	4.7000000	2041/7/30	1.08
24	フランス	国債証券	FRANCE 4.0 381025	410,000	21,225.81	87,025,825	21,496.22	88,134,511	4.0000000	2038/10/25	1.01
25	ドイツ	国債証券	GERMANY 0 300215	650,000	13,028.43	84,684,808	13,169.85	85,604,038	0.0000000	2030/2/15	0.98
26	アメリカ	国債証券	Treasury 1.875 220228	800,000	10,657.03	85,256,290	10,610.49	84,883,948	1.8750000	2022/2/28	0.97
27	アメリカ	国債証券	Treasury 2.875 430515	620,000	13,845.73	85,843,538	13,319.73	82,582,369	2.8750000	2043/5/15	0.95
28	アメリカ	国債証券	Treasury 1.625 230531	760,000	10,819.93	82,231,511	10,762.27	81,793,303	1.6250000	2023/5/31	0.94
29	フランス	国債証券	FRA 0.00 240325	640,000	12,717.85	81,394,272	12,734.89	81,503,328	0.0000000	2024/3/25	0.93
30	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.0 220610	560,000	12,590.98	70,509,529	12,577.55	70,434,304	0.0000000	2022/6/10	0.81

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	94.56
合計	94.56

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,303	14,518.65	18,917,802	14,960.15	19,493,088	3.07
2	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	740	23,717.03	17,550,603	25,984.96	19,228,875	3.03
3	アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	350	49,818.86	17,436,604	49,558.64	17,345,526	2.73
4	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	492	37,115.04	18,260,602	34,778.42	17,110,985	2.70
5	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,438	7,398.86	18,038,427	7,005.66	17,079,817	2.69
6	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	2,540	5,956.92	15,130,581	6,293.65	15,985,887	2.52
7	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	550	29,515.20	16,233,365	28,861.68	15,873,924	2.50
8	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	547	29,098.34	15,916,795	28,672.60	15,683,913	2.47
9	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	420	36,406.30	15,290,647	35,485.70	14,903,997	2.35
10	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	940	15,004.20	14,103,949	15,749.72	14,804,741	2.33
11	アメリカ	株式	PPG INDUSTRIES INC	素材	930	13,797.63	12,831,797	15,352.86	14,278,164	2.25
12	ジャージー	株式	FERGUSON PLC	資本財	1,235	11,470.34	14,165,872	11,532.90	14,243,134	2.24
13	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,610	8,716.96	14,034,306	8,820.26	14,200,620	2.24
14	アメリカ	株式	VMWARE INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	950	13,941.24	13,244,185	14,760.69	14,022,657	2.21
15	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE		610	24,403.07	14,885,878	22,858.91	13,943,939	2.20
16	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,030	6,788.94	13,781,562	6,550.26	13,297,037	2.09
17	ドイツ	株式	ADIDAS-SALOMON AG	耐久消費財・アパレル	393	34,650.03	13,617,465	33,731.85	13,256,619	2.09
18	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	1,617	7,586.04	12,266,639	8,146.01	13,172,106	2.08
19	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	2,000	5,532.14	11,064,285	6,567.92	13,135,852	2.07
20	アメリカ	株式	MARSH&MCLENNAN COS	保険	1,050	11,336.63	11,903,464	11,880.86	12,474,903	1.97
21	ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	6,663	1,779.36	11,855,894	1,803.98	12,019,945	1.89
22	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	950	11,188.99	10,629,549	12,528.09	11,901,690	1.87
23	アメリカ	株式	SYSCO CORP	食品・生活必需品小売り	1,590	6,310.27	10,033,343	7,401.12	11,767,787	1.85
24	アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	440	25,213.06	11,093,748	26,588.56	11,698,970	1.84
25	ドイツ	株式	MUENCHENER RUECKVER AG-RE	保険	391	26,904.39	10,519,620	29,328.80	11,467,562	1.81

26	アイルランド	株式	AON CORP	保険	530	19,105.96	10,126,164	21,461.59	11,374,646	1.79
27	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	780	13,243.33	10,329,805	13,947.23	10,878,841	1.71
28	アメリカ	株式	ROSS STORES INC	小売	920	9,578.65	8,812,366	11,380.11	10,469,702	1.65
29	アメリカ	株式	ALLSTATE CORP	保険	950	9,590.84	9,111,302	10,819.10	10,278,149	1.62
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	684	14,322.27	9,796,437	15,022.49	10,275,386	1.62

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2020年11月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.06
		素材	6.53
		資本財	5.45
		商業・専門サービス	0.41
		自動車・自動車部品	0.51
		耐久消費財・アパレル	3.80
		メディア・娯楽	2.50
		小売	7.09
		食品・生活必需品小売り	4.58
		食品・飲料・タバコ	1.82
		家庭用品・パーソナル用品	2.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.59
		銀行	3.03
		各種金融	5.25
		保険	8.35
		ソフトウェア・サービス	14.90
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.31
電気通信サービス	5.95		
公益事業	1.00		
半導体・半導体製造装置	1.46		
投資証券			5.00
合計			97.84

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種別及び各業種の時価の比率です。

(参考) S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2020年11月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	メキシコ	国債証券	MEXICO 10.0 241205	14,273,000	593.56	84,720,220	616.42	87,982,580	10.0000000	2024/12/5	4.05
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 230101	3,827,000	2,210.98	84,614,311	2,204.11	84,351,574	10.0000000	2023/1/1	3.88
3	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 8.75 480228	14,512,000	542.51	78,729,192	546.58	79,320,981	8.7500000	2048/2/28	3.65
4	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 7.5 260826	2,286,700,000	3.14	71,995,371	3.31	75,867,218	7.5000000	2026/8/26	3.49
5	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.5 270603	13,038,000	548.42	71,503,951	580.33	75,664,132	7.5000000	2027/6/3	3.48
6	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.25 290515	8,302,000,000	0.81	67,338,685	0.84	69,761,673	8.2500000	2029/5/15	3.21
7	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 290101	3,021,000	2,284.42	69,012,438	2,299.52	69,468,796	10.0000000	2029/1/1	3.19
8	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.125 240515	8,345,000,000	0.79	66,742,642	0.81	68,096,268	8.1250000	2024/5/15	3.13
9	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 8.75 440131	10,651,000	542.29	57,759,509	547.07	58,269,483	8.7500000	2044/1/31	2.68
10	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.375 340315	6,619,000,000	0.81	53,868,728	0.84	55,606,206	8.3750000	2034/3/15	2.56
11	ロシア	国債証券	RUSSIA 6.9 290523	37,241,000	144.95	53,981,748	148.31	55,233,926	6.9000000	2029/5/23	2.54
12	ロシア	国債証券	RUSSIA 8.15 270203	33,872,000	154.86	52,456,778	156.67	53,068,346	8.1500000	2027/2/3	2.44
13	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 7.0 220504	1,715,200,000	3.01	51,689,816	3.06	52,509,819	7.0000000	2022/5/4	2.41
14	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 10.5 261221	6,600,000	772.33	50,974,370	795.50	52,503,347	10.5000000	2026/12/21	2.41
15	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 270101	2,175,000	2,306.39	50,164,183	2,274.03	49,460,310	10.0000000	2027/1/1	2.27
16	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 6.0 280428	1,434,600,000	2.93	42,120,279	3.05	43,846,701	6.0000000	2028/4/28	2.02
17	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.7 330323	27,969,000	155.48	43,488,356	156.01	43,634,854	7.7000000	2033/3/23	2.01
18	インドネシア	国債証券	INDONESIA 7.5 320815	5,351,000,000	0.75	40,481,168	0.78	42,156,580	7.5000000	2032/8/15	1.94
19	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.059 240930	1,481,000	2,692.03	39,869,098	2,734.72	40,501,241	4.0590000	2024/9/30	1.86
20	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75 310529	6,711,000	560.15	37,592,116	596.21	40,011,763	7.7500000	2031/5/29	1.84
21	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.375 390415	4,683,000,000	0.79	37,104,424	0.84	39,426,083	8.3750000	2039/4/15	1.81
22	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 381118	6,328,000	606.04	38,350,437	618.32	39,127,683	8.5000000	2038/11/18	1.80
23	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 10.0 240724	1,084,300,000	3.42	37,175,523	3.50	37,950,569	10.0000000	2024/7/24	1.75
24	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.882 220310	1,443,000	2,613.08	37,706,796	2,621.42	37,827,096	3.8820000	2022/3/10	1.74
25	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.65 300410	24,056,000	148.43	35,707,765	155.57	37,425,981	7.6500000	2030/4/10	1.72
26	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 290531	5,968,000	583.30	34,811,589	620.77	37,047,906	8.5000000	2029/5/31	1.70
27	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 7.0 310228	6,403,000	576.42	36,908,338	573.69	36,733,909	7.0000000	2031/2/28	1.69
28	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.0 471107	5,909,000	559.84	33,081,259	582.58	34,425,118	8.0000000	2047/11/7	1.58
29	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.25 360515	4,133,000,000	0.80	33,165,512	0.82	33,954,579	8.2500000	2036/5/15	1.56
30	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 6.25 360331	7,209,000	476.29	34,336,166	467.60	33,709,751	6.2500000	2036/3/31	1.55

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.09
合計	97.09

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SJAMラージキャップ・バリュース・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SJAMスモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SOMPO外国株式アクティブバリュース（リスク抑制型）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2020年11月30日現在

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	売建	18,568.58	1,929,392	1,928,904	0.49

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

該当事項はありません。

(参考) 損保ジャパン日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) S J A M スモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) SOMPO 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2020年11月30日現在

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	3,828,212.15	402,177,043	397,512,738	18.28
	メキシコペソ	買建	13,168,200.00	68,257,677	68,211,276	3.14
	ハンガリーフォリント	買建	246,319,700.00	83,748,698	84,613,724	3.89
	ポーランドズロチ	買建	4,578,400.00	124,287,542	126,805,114	5.83
	ルーマニアレイ	買建	1,519,300.00	38,255,974	38,696,571	1.78
	タイバーツ	買建	15,912,800.00	53,944,392	54,501,340	2.51
	ランド	買建	9,395,675.00	64,360,373	63,984,546	2.94
	オフショア人民元	買建	5,029,600.00	78,562,352	79,367,088	3.65
	ドル	売建	4,892,929.49	511,417,008	508,090,560	23.36
	メキシコペソ	売建	23,925,700.00	122,150,044	123,612,401	5.68
	ハンガリーフォリント	売建	137,697,600.00	46,817,184	47,319,779	2.18
	ポーランドズロチ	売建	2,921,800.00	80,877,323	80,933,860	3.72
	タイバーツ	売建	7,956,400.00	27,370,016	27,290,452	1.25
	ランド	売建	18,791,350.00	124,962,476	127,593,265	5.87

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

2020年11月30日現在

種類	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
直物為替先渡取引	買建	ブラジルリアル/ドル	709,930.48	73,754,677	76,027,579	3.50
		チリアンペソ/ドル	759,134.31	78,866,463	77,877,497	3.58
		コロンビアペソ/ドル	295,651.74	30,715,259	30,969,520	1.42
		インドネシアルピア/ドル	2,096,953.21	217,852,468	217,680,815	10.01
		ウォン/ドル	162,878.35	16,921,431	16,973,577	0.78
		元/ドル	209,993.98	21,816,274	22,020,142	1.01
	売建	ブラジルリアル/ドル	364,964.59	37,916,171	38,030,578	1.75
		チリアンペソ/ドル	409,369.22	42,529,368	42,497,956	1.95
		コロンビアペソ/ドル	370,763.87	38,518,658	40,289,975	1.85
		ロシアルーブル/ドル	35,191.13	3,656,006	3,654,366	0.17
インドネシアルピア/ドル	4,343,685.28	451,265,463	460,927,263	21.20		

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

直近日（2020年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年11月 2日）	7,542,403	7,542,403	1.2498	1.2498
第2計算期間末（2018年11月 2日）	38,138,506	38,138,506	1.1983	1.1983
第3計算期間末（2019年11月 5日）	142,291,013	142,291,013	1.2301	1.2301
第4計算期間末（2020年11月 2日）	279,360,353	279,360,353	1.1237	1.1237
2019年11月末日	151,698,711		1.2395	
12月末日	159,635,899		1.2669	
2020年 1月末日	180,057,744		1.2360	
2月末日	175,075,748		1.1463	
3月末日	167,859,917		1.0204	
4月末日	190,269,996		1.0715	
5月末日	210,604,595		1.1054	
6月末日	219,430,367		1.1138	
7月末日	230,036,482		1.0988	
8月末日	252,947,250		1.1668	
9月末日	269,855,486		1.1448	
10月末日	276,588,880		1.1196	
11月末日	299,509,241		1.2068	

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

直近日（2020年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年11月 2日）	6,662,973	6,662,973	1.1900	1.1900
第2計算期間末（2018年11月 2日）	59,236,329	59,236,329	1.1473	1.1473
第3計算期間末（2019年11月 5日）	177,171,646	177,171,646	1.1839	1.1839
第4計算期間末（2020年11月 2日）	375,674,057	375,674,057	1.0999	1.0999
2019年11月末日	176,126,747		1.1887	
12月末日	180,953,348		1.2102	
2020年 1月末日	221,234,887		1.1883	
2月末日	223,621,220		1.1218	
3月末日	216,643,851		1.0187	
4月末日	248,098,177		1.0582	

5月末日	266,821,871		1.0897
6月末日	279,729,663		1.0949
7月末日	304,727,089		1.0815
8月末日	330,164,897		1.1321
9月末日	352,280,467		1.1154
10月末日	372,708,237		1.0959
11月末日	394,270,729		1.1634

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

直近日（2020年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年11月2日）	20,568,205	20,568,205	1.1398	1.1398
第2計算期間末（2018年11月2日）	90,394,214	90,394,214	1.1030	1.1030
第3計算期間末（2019年11月5日）	279,508,613	279,508,613	1.1374	1.1374
第4計算期間末（2020年11月2日）	674,661,353	674,661,353	1.0688	1.0688
2019年11月末日	292,232,104		1.1383	
12月末日	287,001,786		1.1528	
2020年1月末日	369,707,513		1.1385	
2月末日	368,051,806		1.0939	
3月末日	391,431,710		1.0143	
4月末日	414,162,141		1.0397	
5月末日	435,691,072		1.0672	
6月末日	444,455,602		1.0683	
7月末日	525,781,771		1.0554	
8月末日	591,965,838		1.0898	
9月末日	620,022,843		1.0800	
10月末日	670,198,138		1.0648	
11月末日	724,323,899		1.1111	

【分配の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

【収益率の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	収益率（％）
第1計算期間	25.0
第2計算期間	4.1
第3計算期間	2.7
第4計算期間	8.6

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	収益率（％）
第1計算期間	19.0
第2計算期間	3.6
第3計算期間	3.2
第4計算期間	7.1

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	収益率(%)
第1計算期間	14.0
第2計算期間	3.2
第3計算期間	3.1
第4計算期間	6.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	設定口数	解約口数
第1計算期間	6,104,082	69,288
第2計算期間	38,087,004	12,294,962
第3計算期間	96,963,950	13,116,584
第4計算期間	190,171,341	57,234,835

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	設定口数	解約口数
第1計算期間	20,589,294	14,990,300
第2計算期間	53,773,312	7,739,646
第3計算期間	108,529,173	10,515,921
第4計算期間	226,957,501	35,046,939

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	設定口数	解約口数

第1計算期間	18,121,057	75,731
第2計算期間	72,348,741	8,438,546
第3計算期間	202,869,686	39,078,259
第4計算期間	477,279,551	91,765,059

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

参考情報

基準価額・純資産の推移 2016/10/25～2020/11/30

分配の推移

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

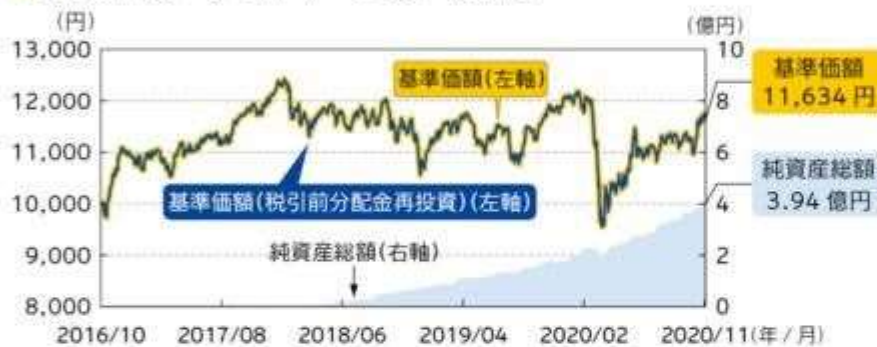


SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
2020年11月	0円
—	—
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

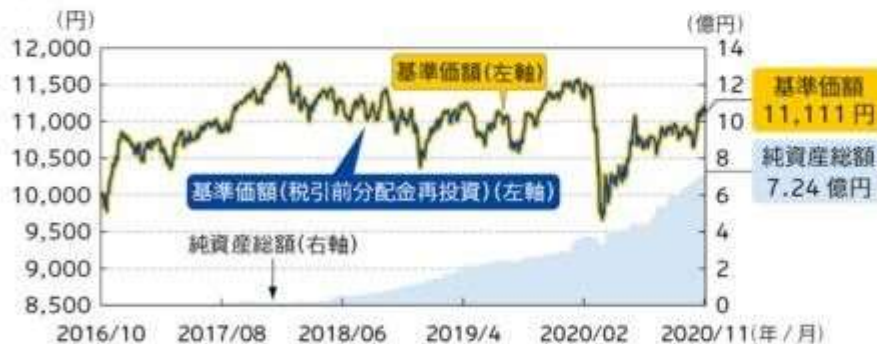


SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
2020年11月	0円
—	—
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
2020年11月	0円
—	—
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

- 基準価額 (税引前分配金再投資) は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 主要な資産の状況

資産別構成	SOMPO		
	ターゲットイヤー・ ファンド2055	ターゲットイヤー・ ファンド2045	ターゲットイヤー・ ファンド2035
資産の種類	純資産比	純資産比	純資産比
損保ジャパン日本債券マザーファンド	12.10%	26.54%	38.57%
SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド	15.60%	13.45%	11.43%
SJAMスモールキャップ・マザーファンド	15.65%	13.49%	11.46%
損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	3.00%	3.50%	10.62%
SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド	32.64%	22.23%	11.67%
SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	3.63%	8.82%	9.65%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	16.71%	11.21%	6.04%
コール・ローン等	0.66%	0.76%	0.57%
合計	100.00%	100.00%	100.00%

● 損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄			
	銘柄名	種類	償還日
1	第410回利付国債(2年)	国債証券	2022/03/01
2	第138回利付国債(5年)	国債証券	2023/12/20
3	第417回利付国債(2年)	国債証券	2022/10/01
4	第413回利付国債(2年)	国債証券	2022/06/01
5	第142回利付国債(5年)	国債証券	2024/12/20
組入銘柄数			82銘柄

● SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド

組入上位5銘柄		
	銘柄名	業種
1	日本電信電話	情報・通信業
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業
4	本田技研工業	輸送用機器
5	武田薬品工業	医薬品
組入銘柄数		39銘柄

● SJAMスモールキャップ・マザーファンド

組入上位5銘柄		
	銘柄名	業種
1	EIZO	電気機器
2	H.U.グループホールディングス	サービス業
3	伊予銀行	銀行業
4	東邦ホールディングス	卸売業
5	シチズン時計	精密機器
組入銘柄数		91銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	Treasury 0.125 220630	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2022/06/30	7.3%
2	Treasury 2.125 240229	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2024/02/29	4.7%
3	Treasury 2.25 270815	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2027/08/15	4.6%
4	Treasury 1.5 300215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2030/02/15	4.5%
5	Treasury 2.875 490515	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2049/05/15	3.0%
組入銘柄数					131銘柄	

● SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

組入上位5銘柄					
	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル	アメリカ	ヘルスケア	3.1%
2	ACCENTURE PLC-CL A	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	3.0%
3	ADOBE SYSTEMS INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	2.7%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	2.7%
5	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク・クローネ	デンマーク	ヘルスケア	2.7%
組入銘柄数			77銘柄		

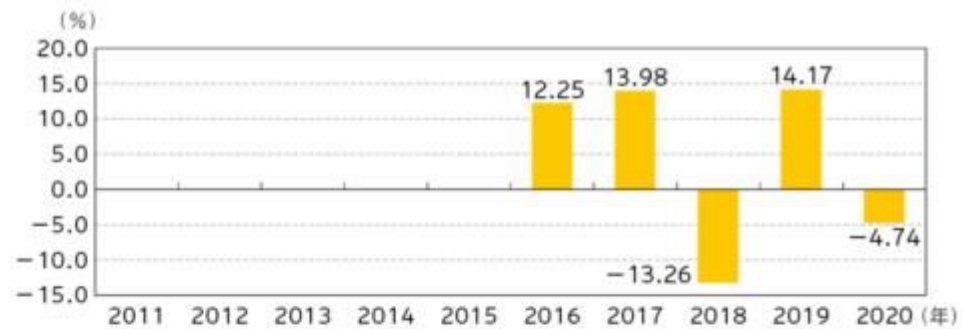
● SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	MEXICO 10.0 241205	メキシコ	国債証券	メキシコ・ペソ	2024/12/05	4.0%
2	BRAZIL 10.0 230101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2023/01/01	3.9%
3	S-AFRICA 8.75 480228	南アフリカ	国債証券	南アフリカ・ランド	2048/02/28	3.6%
4	COLOMBIA 7.5 260826	コロンビア	国債証券	コロンビア・ペソ	2026/08/26	3.5%
5	MEXICO 7.5 270603	メキシコ	国債証券	メキシコ・ペソ	2027/06/03	3.5%
組入銘柄数					70銘柄	

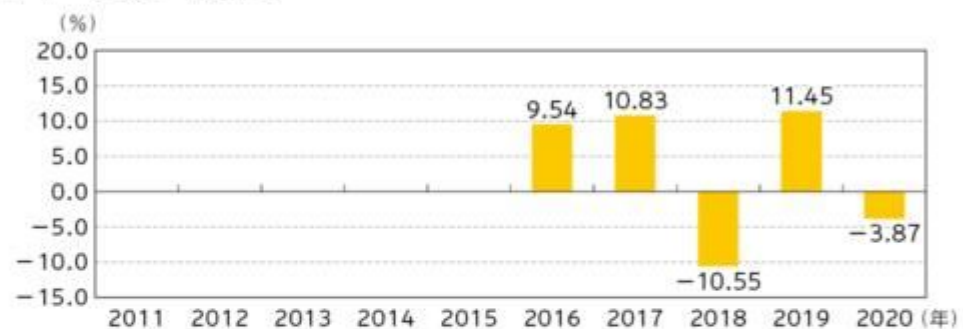
- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

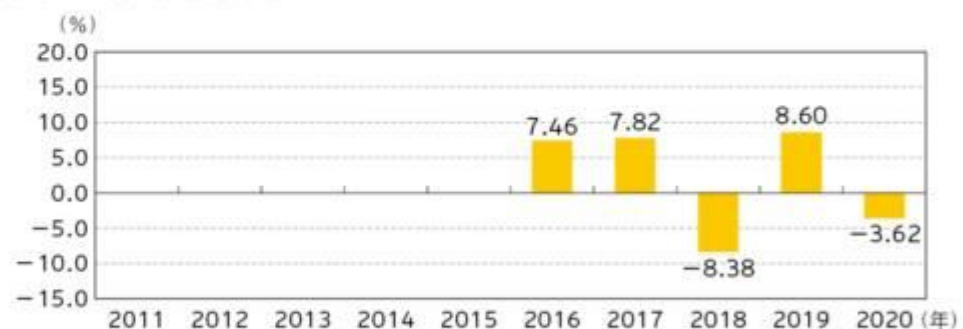
● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055



● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045



● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2016年は設定日(10月25日)から年末、2020年は年初から基準日までの収益率です。
- 各ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、継続

申込期間中であっても、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委

託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きま

す。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月3日から翌年11月2日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第52条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第52条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本()から()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この

信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書に記載すべき事項の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとし、ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとし、

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください)。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。) ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。) に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2019年11月6日から2020年11月2日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,034,139	4,222,732
投資信託受益証券	23,842,133	44,912,964
親投資信託受益証券	117,351,738	231,716,473
流動資産合計	143,228,010	280,852,169
資産合計	143,228,010	280,852,169
負債の部		
流動負債		
未払解約金	303,958	48,205
未払受託者報酬	16,744	37,874
未払委託者報酬	613,908	1,388,736
未払利息	3	10
その他未払費用	2,384	16,991
流動負債合計	936,997	1,491,816
負債合計	936,997	1,491,816
純資産の部		
元本等		
元本	115,674,202	248,610,708
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	26,616,811	30,749,645
元本等合計	142,291,013	279,360,353
純資産合計	142,291,013	279,360,353
負債純資産合計	143,228,010	280,852,169

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期		第4期	
	自	2018年11月3日 至 2019年11月5日	自	2019年11月6日 至 2020年11月2日
営業収益				
受取配当金		274,892		806,900
有価証券売買等損益		7,221,709		11,925,953
為替差損益		327,154		1,336,361
営業収益合計		7,169,447		12,455,414
営業費用				
支払利息		757		1,921
受託者報酬		27,037		65,266
委託者報酬		990,975		2,393,270
その他費用		37,297		53,271
営業費用合計		1,056,066		2,513,728
営業利益又は営業損失()		6,113,381		14,969,142
経常利益又は経常損失()		6,113,381		14,969,142
当期純利益又は当期純損失()		6,113,381		14,969,142
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		214,774		4,136,534
期首剰余金又は期首欠損金()		6,311,670		26,616,811
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,370,798		26,393,227
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,370,798		26,393,227
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,393,812		11,427,785
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,393,812		11,427,785
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		26,616,811		30,749,645

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2019年11月5日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第3期 2019年11月5日現在		第4期 2020年11月2日現在	
	1. 受益権の総数		115,674,202口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2301円 (12,301円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1237円 (11,237円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,037,111円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(3,253,467円)、信託約款に規定される収益調整金(25,794,066円)及び分配準備積立金(756,025円)より分配対象収益は31,840,669円(1万口当たり2,752.59円)であります。分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,733,590円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,604,860円)及び分配準備積立金(4,314,795円)より分配対象収益は71,653,245円(1万口当たり2,882.12円)であります。分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	第4期 自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期	第4期
	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期	第4期
2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第3期	第4期
	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
期首元本額	31,826,836円	115,674,202円
期中追加設定元本額	96,963,950円	190,171,341円
期中一部解約元本額	13,116,584円	57,234,835円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期	第4期
	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,378,564	3,834,017
親投資信託受益証券	5,958,388	13,006,878
合計	7,336,952	9,172,861

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	8,018	428,722.46	
	ドル 小計		8,018	428,722.46 (44,912,964)	
投資信託受益証券 合計			8,018	44,912,964 (44,912,964)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	23,443,750	33,993,437	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	4,938,190	8,290,727	
		S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド	28,986,414	45,134,745	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	20,677,794	44,558,578	
		S N A M コルチェスター・エマーシング債券マザーファンド	8,696,815	10,024,818	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	71,519,586	89,714,168	
親投資信託受益証券 合計			158,262,549	231,716,473	
合計				276,629,437 (44,912,964)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	16.08%	16.24%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,473,050
コール・ローン	2,199,300	5,129,569
投資信託受益証券	20,921,757	41,384,009
親投資信託受益証券	154,887,676	331,482,048
流動資産合計	178,008,733	379,468,676
資産合計	178,008,733	379,468,676
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,473,050
未払解約金	-	427,125
未払受託者報酬	22,145	49,707
未払委託者報酬	811,753	1,822,420
未払利息	3	12
その他未払費用	3,186	22,305
流動負債合計	837,087	3,794,619
負債合計	837,087	3,794,619
純資産の部		
元本等		
元本	149,645,912	341,556,474
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	27,525,734	34,117,583
元本等合計	177,171,646	375,674,057
純資産合計	177,171,646	375,674,057
負債純資産合計	178,008,733	379,468,676

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期		第4期	
	自	2018年11月3日 至 2019年11月5日	自	2019年11月6日 至 2020年11月2日
営業収益				
受取配当金		258,117		687,153
有価証券売買等損益		8,166,119		11,943,161
為替差損益		322,878		1,209,761
営業収益合計		8,101,358		12,465,769
営業費用				
支払利息		929		2,251
受託者報酬		35,951		83,693
委託者報酬		1,317,845		3,068,634
その他費用		38,533		51,170
営業費用合計		1,393,258		3,205,748
営業利益又は営業損失()		6,708,100		15,671,517
経常利益又は経常損失()		6,708,100		15,671,517
当期純利益又は当期純損失()		6,708,100		15,671,517
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		57,563		1,597,424
期首剰余金又は期首欠損金()		7,603,669		27,525,734
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,631,526		26,596,596
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		14,631,526		26,596,596
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,475,124		5,930,654
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,475,124		5,930,654
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		27,525,734		34,117,583

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2019年11月5日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
1. 受益権の総数	149,645,912口	341,556,474口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1839円 (11,839円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0999円 (10,999円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,487,947円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(3,170,976円)、信託約款に規定される収益調整金(21,378,155円)及び分配準備積立金(488,656円)より分配対象収益は27,525,734円(1万口当たり1,839.35円)ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益(3,292,327円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(40,899,343円)及び分配準備積立金(5,139,013円)より分配対象収益は49,330,683円(1万口当たり1,444.28円)ですが、分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	第4期 自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	第4期 自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
	期首元本額	51,632,660円
期中追加設定元本額	108,529,173円	226,957,501円
期中一部解約元本額	10,515,921円	35,046,939円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,182,156	3,274,522
親投資信託受益証券	6,912,887	13,504,787
合計	8,095,043	10,230,265

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	7,388	395,036.36	
	ドル 小計		7,388	395,036.36 (41,384,009)	
投資信託受益証券 合計			7,388	41,384,009 (41,384,009)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	67,848,650	98,380,542	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	7,696,886	12,922,301	
		S J A M ラージキャップ・バリュース・マザーファンド	33,890,025	52,770,157	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	24,186,330	52,119,122	
		S N A M コルチェスター・エマーシング債券マザーファンド	28,240,320	32,552,616	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュース（リスク抑制型）マザーファンド	65,957,677	82,737,310	
親投資信託受益証券 合計			227,819,888	331,482,048	
合計				372,866,057 (41,384,009)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	11.02%	11.10%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	2,373,877
コール・ローン	4,221,682	9,240,102
投資信託受益証券	17,636,334	39,244,229
親投資信託受益証券	259,152,640	629,417,141
流動資産合計	281,010,656	680,275,349
資産合計	281,010,656	680,275,349
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,373,877
未払解約金	6,042	15,327
未払受託者報酬	39,572	84,605
未払委託者報酬	1,450,683	3,102,155
未払利息	7	22
その他未払費用	5,739	38,010
流動負債合計	1,502,043	5,613,996
負債合計	1,502,043	5,613,996
純資産の部		
元本等		
元本	245,746,948	631,261,440
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	33,761,665	43,399,913
元本等合計	279,508,613	674,661,353
純資産合計	279,508,613	674,661,353
負債純資産合計	281,010,656	680,275,349

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期		第4期	
	自	2018年11月3日 至 2019年11月5日	自	2019年11月6日 至 2020年11月2日
営業収益				
受取配当金		252,937		601,836
有価証券売買等損益		11,996,454		16,865,334
為替差損益		336,661		1,070,212
営業収益合計		11,912,730		17,333,710
営業費用				
支払利息		1,947		3,965
受託者報酬		64,632		141,667
委託者報酬		2,369,400		5,194,230
その他費用		31,906		74,357
営業費用合計		2,467,885		5,414,219
営業利益又は営業損失()		9,444,845		22,747,929
経常利益又は経常損失()		9,444,845		22,747,929
当期純利益又は当期純損失()		9,444,845		22,747,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		93,734		3,006,680
期首剰余金又は期首欠損金()		8,438,693		33,761,665
剰余金増加額又は欠損金減少額		19,650,777		40,781,494
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		19,650,777		40,781,494
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,866,384		11,401,997
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,866,384		11,401,997
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		33,761,665		43,399,913

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2019年11月5日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第3期 2019年11月5日現在		第4期 2020年11月2日現在	
	1. 受益権の総数		245,746,948口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1374円 (11,374円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0688円 (10,688円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（4,123,663円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（3,365,639円）、信託約款に規定される収益調整金（25,284,017円）及び分配準備積立金（988,346円）より分配対象収益は33,761,665円（1万口当たり1,373.81円）であります。分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益（4,812,165円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（63,161,787円）及び分配準備積立金（6,464,818円）より分配対象収益は74,438,770円（1万口当たり1,179.19円）であります。分配を行っておりません。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第3期		第4期	
	自	至	自	至
	2018年11月3日	2019年11月5日	2019年11月6日	2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	第4期 自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	第4期 自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
	期首元本額	81,955,521円
期中追加設定元本額	202,869,686円	477,279,551円
期中一部解約元本額	39,078,259円	91,765,059円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 2019年11月5日現在	第4期 2020年11月2日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,073,885	3,028,267
親投資信託受益証券	10,701,285	14,500,591
合計	11,775,170	11,472,324

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	7,006	374,610.82	
	ドル 小計		7,006	374,610.82 (39,244,229)	
投資信託受益証券 合計			7,006	39,244,229 (39,244,229)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	177,925,876	257,992,520	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	42,158,977	70,780,706	
		S J A M ラージキャップ・バリュウ・マザーファンド	51,250,355	79,801,927	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	36,560,238	78,783,656	
		S N A M コルチェスター・エマーシング債券マザーファンド	55,795,837	64,315,861	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュウ（リスク抑制型）マザーファンド	61,975,822	77,742,471	
親投資信託受益証券 合計			425,667,105	629,417,141	
合計				668,661,370 (39,244,229)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	5.82%	5.87%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035 / 2045 / 2055の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	383,238,628	269,157,665
国債証券	12,879,214,900	13,008,572,800
地方債証券	114,229,000	1,017,245,000
特殊債券	344,596,962	624,860,372
社債券	4,068,587,000	3,219,059,000
未収入金	-	2,354,380,200
未収利息	20,543,075	19,106,364
前払費用	2,868,735	2,435,269
流動資産合計	17,813,278,300	20,514,816,670
資産合計	17,813,278,300	20,514,816,670
負債の部		
流動負債		
未払金	230,830,200	2,366,409,500

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額（円）	金額（円）
未払利息	661	648
流動負債合計	230,830,861	2,366,410,148
負債合計	230,830,861	2,366,410,148
純資産の部		
元本等		
元本	11,963,987,873	12,516,023,892
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,618,459,566	5,632,382,630
元本等合計	17,582,447,439	18,148,406,522
純資産合計	17,582,447,439	18,148,406,522
負債純資産合計	17,813,278,300	20,514,816,670

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 受益権の総数	11,963,987,873口	12,516,023,892口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4696円 (1万口当たり純資産額) (14,696円)	1口当たり純資産額 1.4500円 (1万口当たり純資産額) (14,500円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,207,005,092円	11,963,987,873円
同期中追加設定元本額	2,263,791,245円	2,614,529,112円
同期中一部解約元本額	1,506,808,464円	2,062,493,093円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型（適格機関投資家専用）	87,253円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型（適格機関投資家専用）	944,710円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型（適格機関投資家専用）	1,642,919円	- 円
SNAM絶対収益ターゲットファンド（適格機関投資家専用）	298,951,279円	356,432,246円
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（2%コース）（FoFs用）（適格機関投資家専用）	- 円	46,002,366円
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（FoFs用）（適格機関投資家専用）	- 円	90,324,635円
損保ジャパン日本債券ファンド	1,086,271,327円	1,052,979,741円

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
ハッピーエイジング20	147,547,577円	143,395,503円
ハッピーエイジング30	725,186,161円	715,075,707円
ハッピーエイジング40	3,822,000,791円	3,891,056,371円
ハッピーエイジング50	3,067,877,609円	3,157,347,027円
ハッピーエイジング60	2,330,105,485円	2,477,105,419円
パン・アフリカ株式ファンド	13,837,729円	- 円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 円ヘッジありコース	1,512,353円	966,661円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 円ヘッジなしコース	11,613,726円	7,502,335円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 通貨セレクトコース	216,363,333円	134,053,448円
好配当米国株式プレミアム・ファンド 通貨セレクト・プレミアムコース	9,217,515円	6,147,622円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	70,010,959円	177,925,876円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	29,828,502円	67,848,650円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	9,993,339円	23,443,750円
ターゲット・リターン戦略ファンド	120,995,306円	168,416,535円
計	11,963,987,873円	12,516,023,892円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	20,203,700	5,495,400
地方債証券	1,164,000	2,218,000
特殊債券	1,249,412	43,344
社債券	296,400	4,765,000
合計	22,913,512	2,905,056

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第408回利付国債(2年)	300,000,000	300,834,000	
	第410回利付国債(2年)	1,790,000,000	1,796,497,700	
	第412回利付国債(2年)	200,000,000	200,804,000	
	第413回利付国債(2年)	620,000,000	622,535,800	
	第417回利付国債(2年)	900,000,000	904,041,000	
	第131回利付国債(5年)	100,000,000	100,316,000	
	第138回利付国債(5年)	1,190,000,000	1,198,579,900	
	第139回利付国債(5年)	170,000,000	171,295,400	
	第142回利付国債(5年)	550,000,000	555,016,000	
	第143回利付国債(5年)	50,000,000	50,472,000	
	第144回利付国債(5年)	180,000,000	181,713,600	
	第10回利付国債(40年)	10,000,000	10,798,900	
	第12回利付国債(40年)	160,000,000	151,696,000	
	第342回利付国債(10年)	590,000,000	596,212,700	
	第345回利付国債(10年)	160,000,000	161,872,000	
	第350回利付国債(10年)	120,000,000	121,510,800	
	第351回利付国債(10年)	200,000,000	202,450,000	
	第355回利付国債(10年)	120,000,000	121,243,200	
	第357回利付国債(10年)	350,000,000	353,031,000	
	第358回利付国債(10年)	70,000,000	70,556,500	
	第359回利付国債(10年)	200,000,000	201,342,000	
	第38回利付国債(30年)	210,000,000	269,266,200	
第43回利付国債(30年)	200,000,000	253,656,000		

	第53回利付国債(30年)	160,000,000	162,011,200	
	第55回利付国債(30年)	120,000,000	127,113,600	
	第57回利付国債(30年)	210,000,000	222,129,600	
	第58回利付国債(30年)	70,000,000	73,987,200	
	第60回利付国債(30年)	160,000,000	172,907,200	
	第63回利付国債(30年)	50,000,000	47,383,000	
	第66回利付国債(30年)	120,000,000	113,158,800	
	第67回利付国債(30年)	60,000,000	59,625,000	
	第113回利付国債(20年)	180,000,000	213,647,400	
	第130回利付国債(20年)	190,000,000	225,115,800	
	第131回利付国債(20年)	80,000,000	93,923,200	
	第144回利付国債(20年)	140,000,000	163,056,600	
	第149回利付国債(20年)	40,000,000	46,928,000	
	第150回利付国債(20年)	120,000,000	139,347,600	
	第151回利付国債(20年)	340,000,000	385,913,600	
	第152回利付国債(20年)	270,000,000	306,649,800	
	第154回利付国債(20年)	420,000,000	477,569,400	
	第157回利付国債(20年)	80,000,000	78,923,200	
	第158回利付国債(20年)	260,000,000	268,286,200	
	第166回利付国債(20年)	410,000,000	434,140,800	
	第167回利付国債(20年)	30,000,000	30,688,500	
	第170回利付国債(20年)	120,000,000	118,100,400	
	第171回利付国債(20年)	460,000,000	452,226,000	
国債証券 合計		12,530,000,000	13,008,572,800	
地方債証券	第807回東京都公募公債	400,000,000	398,664,000	
	令和2年度第10回愛知県公募公債(10年)	200,000,000	200,096,000	
	第15回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	111,561,000	
	第135回共同発行市場公募地方債	300,000,000	306,924,000	
地方債証券 合計		1,000,000,000	1,017,245,000	
特殊債券	第11回政府保証地方公共団体金融機構債券(4年)	400,000,000	399,848,000	
	第78回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	96,010,000	
	第17回貸付債権担保住宅金融公庫債券	11,002,000	11,112,790	
	第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	12,346,000	12,678,601	
	第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	24,870,000	25,737,963	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,839,000	30,504,452	

	第 6 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,765,000	48,968,566	
特殊債券 合計		623,822,000	624,860,372	
社債券	第 1 回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	101,539,000	
	第 1 回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	102,224,000	
	第 1 回積水ハウス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	100,889,000	
	第 1 回アサヒホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	200,400,000	
	第 3 0 回東レ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,771,000	
	第 2 1 回大王製紙株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,730,000	
	第 1 回太陽日酸株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	101,847,000	
	第 1 回武田薬品工業株式会社無担保社債(劣後特約付) F R	200,000,000	206,336,000	
	日本製鉄株式会社第 1 回無担保社債(劣後特約付) F R	100,000,000	99,384,000	
	第 1 回日本生命第 1 回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期	100,000,000	100,650,000	
	第 1 回日本生命第 5 回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期	200,000,000	199,516,000	
	第 1 回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,910,000	
	第 1 回ニプロ利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	100,000,000	
	第 2 8 回株式会社三菱東京 U F J 銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,316,000	
	第 6 9 回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,947,000	
	第 3 回三井住友海上火災保険株式会社利払繰延条項・期限前償還条	200,000,000	201,352,000	
	第 2 回株式会社 T & D ホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,005,000	
	第 1 1 回京阪神ビルディング株式会社無担保社債(社債間限定同順)	100,000,000	99,838,000	
	第 1 回九州電力株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	201,810,000	
	第 3 8 回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	201,280,000	

	第41回東京電力パワーグリッド株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	100,480,000	
	第3回A号富国生命劣後FR	200,000,000	197,900,000	
	第3回A号明治安田生命劣後FR	200,000,000	198,876,000	
	第2回A号住友生命劣後FR	100,000,000	100,059,000	
社債券	合計	3,200,000,000	3,219,059,000	
合計			17,869,737,172	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド

貸借対照表

科 目	2019年11月5日現在 金額（円）	2020年11月2日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	122,342,898	599,170,684
株式	34,913,316,720	26,963,474,170
未収入金	-	20,501,949
未収配当金	500,223,800	338,682,550
流動資産合計	35,535,883,418	27,921,829,353
資産合計	35,535,883,418	27,921,829,353
負債の部		
流動負債		
未払金	-	339,067,544
未払利息	211	1,444
流動負債合計	211	339,068,988
負債合計	211	339,068,988
純資産の部		
元本等		
元本	18,896,159,116	17,714,050,176
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	16,639,724,091	9,868,710,189
元本等合計	35,535,883,207	27,582,760,365
純資産合計	35,535,883,207	27,582,760,365

	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
科 目	金額(円)	金額(円)
負債純資産合計	35,535,883,418	27,921,829,353

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 受益権の総数	18,896,159,116口	17,714,050,176口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.8806円 (18,806円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.5571円 (15,571円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	15,243,777,503円	18,896,159,116円
同期中追加設定元本額	11,213,234,601円	5,412,868,449円
同期中一部解約元本額	7,560,852,988円	6,594,977,389円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型（適格機関投資家専用）	778,066円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型（適格機関投資家専用）	606,191円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型（適格機関投資家専用）	197,764円	- 円
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュールー・ファンド（F o F s用）（適格機関投資家専用）	13,561,815,918円	11,366,646,151円
ラージキャップ・バリュールー・オープン（適格機関投資家専用）	257,379,941円	255,501,521円
ハッピーエイジング20	1,517,679,612円	1,758,766,617円
ハッピーエイジング30	1,577,857,148円	1,855,291,635円
ハッピーエイジング40	1,420,313,416円	1,724,284,528円

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
ハッピーエイジング50	404,533,396円	496,457,181円
ハッピーエイジング60	102,411,701円	129,830,791円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	18,171,946円	51,250,355円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	13,101,310円	33,890,025円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	12,400,865円	28,986,414円
SOMPO日本株バリュー・プラスファンド	8,911,842円	13,144,958円
計	18,896,159,116円	17,714,050,176円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,198,971,142	4,016,228,452
合計	1,198,971,142	4,016,228,452

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2020年11月2日現在

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
鹿島建設	823,700	1,135.00	934,899,500	
大和ハウス工業	194,400	2,841.50	552,387,600	
日揮ホールディングス	823,000	871.00	716,833,000	
日本たばこ産業	438,800	2,089.00	916,653,200	
東レ	1,576,600	480.40	757,398,640	
武田薬品工業	310,600	3,291.00	1,022,184,600	
沢井製薬	61,000	5,100.00	311,100,000	

A G C	104,600	3,305.00	345,703,000	
日本製鉄	961,600	1,044.00	1,003,910,400	
ジェイ エフ イー ホールディングス	408,900	755.00	308,719,500	
住友電気工業	672,700	1,187.00	798,494,900	
S U M C O	202,500	1,593.00	322,582,500	
小松製作所	351,100	2,425.50	851,593,050	
荏原製作所	214,700	2,919.00	626,709,300	
日本精工	472,600	868.00	410,216,800	
三菱重工業	94,500	2,273.50	214,845,750	
日立製作所	174,800	3,518.00	614,946,400	
三菱電機	708,900	1,355.00	960,559,500	
セイコーエプソン	557,500	1,253.00	698,547,500	
日産自動車	952,000	381.00	362,712,000	
いすゞ自動車	317,400	875.00	277,725,000	
本田技研工業	448,600	2,524.50	1,132,490,700	
東京瓦斯	256,500	2,404.50	616,754,250	
大阪瓦斯	135,000	2,002.00	270,270,000	
東日本旅客鉄道	108,700	5,647.00	613,828,900	
日本通運	47,100	6,450.00	303,795,000	
日本郵船	81,900	1,942.00	159,049,800	
日本テレビホールディングス	577,900	1,135.00	655,916,500	
日本電信電話	685,600	2,257.00	1,547,399,200	
セブン&アイ・ホールディングス	245,700	3,257.00	800,244,900	
ヤマダホールディングス	1,620,500	518.00	839,419,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,852,900	421.70	1,624,767,930	
三井住友トラスト・ホールディングス	178,900	2,863.50	512,280,150	
三井住友フィナンシャルグループ	500,600	2,964.50	1,484,028,700	
野村ホールディングス	883,000	483.10	426,577,300	
M S & A D インシュアランスグループホール	148,500	2,879.00	427,531,500	
第一生命ホールディングス	591,600	1,592.00	941,827,200	
クレディセゾン	462,600	1,154.00	533,840,400	
三井不動産	302,400	1,840.00	556,416,000	
三菱地所	317,300	1,602.00	508,314,600	
合計	21,867,200		26,963,474,170	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

貸借対照表

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,692,617	316,782,100
株式	9,448,567,100	9,228,763,500
未収配当金	118,861,300	120,102,750
流動資産合計	9,574,121,017	9,665,648,350
資産合計	9,574,121,017	9,665,648,350
負債の部		
流動負債		
未払金	-	300,536,343
未払利息	11	763
流動負債合計	11	300,537,106
負債合計	11	300,537,106
純資産の部		
元本等		
元本	3,938,673,687	4,345,860,174
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,635,447,319	5,019,251,070
元本等合計	9,574,121,006	9,365,111,244
純資産合計	9,574,121,006	9,365,111,244
負債純資産合計	9,574,121,017	9,665,648,350

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2019年11月5日現在		2020年11月2日現在	
1. 受益権の総数		3,938,673,687口		4,345,860,174口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4308円 (24,308円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1549円 (21,549円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,521,089,248円	3,938,673,687円
同期中追加設定元本額	890,815,890円	1,115,363,730円
同期中一部解約元本額	473,231,451円	708,177,243円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	601,132円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	464,793円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	152,613円	- 円
ハッピーエイジング20	1,177,423,243円	1,254,635,903円
ハッピーエイジング30	1,224,074,301円	1,323,501,097円
ハッピーエイジング40	1,101,789,957円	1,230,058,244円
ハッピーエイジング50	313,812,115円	354,158,889円
ハッピーエイジング60	79,444,759円	92,618,652円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	14,151,252円	36,560,238円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	10,203,999円	24,186,330円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	9,654,088円	20,677,794円
SOMPO日本株バリュー・プラスファンド	6,901,435円	9,463,027円

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
計	3,938,673,687円	4,345,860,174円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,119,986,578	266,361,507
合計	1,119,986,578	266,361,507

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2020年11月2日現在

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
西松建設	14,000	2,043.00	28,602,000	
前田建設工業	104,000	772.00	80,288,000	
奥村組	11,000	2,481.00	27,291,000	
前田道路	13,000	1,783.00	23,179,000	
関電工	28,000	818.00	22,904,000	
宝ホールディングス	17,000	1,071.00	18,207,000	
日本毛織	16,000	1,033.00	16,528,000	
ワコールホールディングス	28,000	2,103.00	58,884,000	
北越コーポレーション	258,000	352.00	90,816,000	
ザ・バック	12,000	2,920.00	35,040,000	
日本曹達	20,000	2,757.00	55,140,000	
東亜合成	26,000	1,116.00	29,016,000	

カネカ	32,000	3,000.00	96,000,000	
日本化薬	40,000	920.00	36,800,000	
ADEKA	105,000	1,376.00	144,480,000	
東洋インキSCホールディングス	8,000	1,965.00	15,720,000	
ツムラ	89,000	3,095.00	275,455,000	
栄研化学	18,000	2,014.00	36,252,000	
東和薬品	10,000	1,958.00	19,580,000	
キョーリン製薬ホールディングス	100,000	1,931.00	193,100,000	
住友理工	32,000	546.00	17,472,000	
日本電気硝子	13,000	2,058.00	26,754,000	
東京製鐵	68,000	680.00	46,240,000	
大和工業	12,000	2,559.00	30,708,000	
大同特殊鋼	32,000	3,635.00	116,320,000	
愛知製鋼	37,000	2,579.00	95,423,000	
古河機械金属	40,000	1,109.00	44,360,000	
横河ブリッジホールディングス	50,000	1,873.00	93,650,000	
東プレ	60,000	1,071.00	64,260,000	
オーエスジー	60,000	1,617.00	97,020,000	
椿本チエイン	10,000	2,424.00	24,240,000	
スター精密	23,000	1,413.00	32,499,000	
明電舎	17,000	1,612.00	27,404,000	
日新電機	21,000	1,086.00	22,806,000	
EIZO	77,000	3,620.00	278,740,000	
新電元工業	12,000	2,055.00	24,660,000	
コーセル	111,000	1,002.00	111,222,000	
市光工業	73,000	458.00	33,434,000	
トヨタ紡織	42,000	1,533.00	64,386,000	
ユニプレス	84,000	835.00	70,140,000	
太平洋工業	22,000	1,022.00	22,484,000	
エクセディ	84,000	1,334.00	112,056,000	
愛三工業	51,000	461.00	23,511,000	
エフ・シー・シー	9,000	2,024.00	18,216,000	
タムロン	59,000	1,588.00	93,692,000	
ノーリツ鋼機	90,000	1,833.00	164,970,000	
シチズン時計	920,000	282.00	259,440,000	
セイコーホールディングス	68,000	1,331.00	90,508,000	

トッパン・フォームズ	95,000	980.00	93,100,000	
フジシールインターナショナル	38,000	1,983.00	75,354,000	
オカムラ	32,000	778.00	24,896,000	
沖縄電力	85,000	1,555.00	132,175,000	
日鉄ソリューションズ	88,000	2,992.00	263,296,000	
テレビ朝日ホールディングス	36,000	1,604.00	57,744,000	
日本ライフライン	180,000	1,332.00	239,760,000	
阪和興業	28,000	2,060.00	57,680,000	
東邦ホールディングス	133,000	1,966.00	261,478,000	
PALTAC	26,000	5,710.00	148,460,000	
トラスコ中山	74,000	2,748.00	203,352,000	
ユナイテッドアローズ	60,000	1,409.00	84,540,000	
AOKIホールディングス	360,000	461.00	165,960,000	
コメリ	65,000	3,020.00	196,300,000	
青山商事	170,000	499.00	84,830,000	
高島屋	85,000	801.00	68,085,000	
ゼビオホールディングス	126,000	687.00	86,562,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	218,000	721.00	157,178,000	
第四北越フィナンシャルグループ	98,000	2,069.00	202,762,000	
ひろぎんホールディングス	420,000	584.00	245,280,000	
群馬銀行	515,000	341.00	175,615,000	
七十七銀行	115,000	1,520.00	174,800,000	
十六銀行	42,500	1,985.00	84,362,500	
八十二銀行	705,000	397.00	279,885,000	
百五銀行	275,000	327.00	89,925,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	180,000	1,023.00	184,140,000	
山陰合同銀行	90,000	541.00	48,690,000	
中国銀行	22,000	941.00	20,702,000	
伊予銀行	420,000	679.00	285,180,000	
山口フィナンシャルグループ	260,000	704.00	183,040,000	
北洋銀行	915,000	227.00	207,705,000	
リコーリース	27,000	2,831.00	76,437,000	
日立キャピタル	30,000	2,226.00	66,780,000	
ダイビル	125,000	1,219.00	152,375,000	
ゴールドクレスト	68,000	1,365.00	92,820,000	
ツクイホールディングス	427,000	535.00	228,445,000	

E P S ホールディングス	89,000	961.00	85,529,000	
H . U . グループホールディングス	88,000	2,646.00	232,848,000	
エン・ジャパン	9,000	2,350.00	21,150,000	
ソラスト	30,000	1,293.00	38,790,000	
カナモト	28,000	2,177.00	60,956,000	
メイテック	35,000	5,140.00	179,900,000	
合計	10,038,500		9,228,763,500	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

貸借対照表

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	45,934,888	70,042,805
コール・ローン	537,309,004	150,472,809
国債証券	7,388,952,231	8,076,399,268
特殊債券	26,730,894	-
未収入金	193,478,584	-
未収利息	34,644,554	35,816,679
前払費用	10,423,496	8,597,250
流動資産合計	8,237,473,651	8,341,328,811
資産合計	8,237,473,651	8,341,328,811
負債の部		

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額（円）	金額（円）
流動負債		
未払金	198,704,301	-
未払利息	927	362
流動負債合計	198,705,228	362
負債合計	198,705,228	362
純資産の部		
元本等		
元本	4,981,490,779	4,968,411,437
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,057,277,644	3,372,917,012
元本等合計	8,038,768,423	8,341,328,449
純資産合計	8,038,768,423	8,341,328,449
負債純資産合計	8,237,473,651	8,341,328,811

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 受益権の総数	4,981,490,779口	4,968,411,437口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.6137円 (16,137円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.6789円 (16,789円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
------------	--	----

(関連当事者との取引に関する注記)

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,804,457,447円	4,981,490,779円
同期中追加設定元本額	888,071,912円	925,672,431円
同期中一部解約元本額	711,038,580円	938,751,773円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	48,195円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	62,590円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	353,789円	- 円
SNAM絶対収益ターゲットファンド(適格機関投資家専用)	26,896,771円	145,065,570円
ハッピーエイジング20	402,536,108円	369,775,530円
ハッピーエイジング30	1,648,648,562円	1,536,646,043円
ハッピーエイジング40	1,579,799,335円	1,520,306,451円
ハッピーエイジング50	538,377,641円	523,769,549円
ハッピーエイジング60	470,855,529円	473,179,685円
損保ジャパン外国債券ファンド(為替ヘッジなし)	292,294,704円	344,874,556円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	15,377,900円	42,158,977円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	3,645,873円	7,696,886円

SOMPOターゲットイヤー・ファンド205	2,593,782円	4,938,190円
計	4,981,490,779円	4,968,411,437円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	76,533,594	33,470,761
特殊債券	117,723	-
合計	76,415,871	33,470,761

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 0.125 220630	6,100,000	6,095,181.00	
		Treasury 1.5 300215	3,430,000	3,640,327.60	
		Treasury 1.625 230531	760,000	788,142.80	
		Treasury 1.75 291115	200,000	216,734.00	
		Treasury 1.875 220228	800,000	818,000.00	
		Treasury 1.875 260630	1,940,000	2,091,999.00	
		Treasury 2.0 261115	150,000	163,206.00	
		Treasury 2.125 240229	3,710,000	3,943,581.60	

	Treasury 2.125 250515	2,170,000	2,344,771.80
	Treasury 2.25 270215	40,000	44,206.00
	Treasury 2.25 270815	3,300,000	3,661,449.00
	Treasury 2.375 290515	330,000	373,982.40
	Treasury 2.75 250228	1,540,000	1,700,606.60
	Treasury 2.75 280215	570,000	654,964.20
	Treasury 2.75 421115	485,000	603,480.65
	Treasury 2.75 470815	440,000	553,951.20
	Treasury 2.875 430515	620,000	787,685.20
	Treasury 2.875 490515	1,840,000	2,382,652.80
	Treasury 3.0 441115	500,000	650,115.00
	Treasury 3.0 450515	75,000	97,669.50
	Treasury 3.0 480215	1,340,000	1,764,914.00
	Treasury 3.5 390215	195,000	266,890.65
	Treasury 4.625 400215	220,000	345,347.20
	Treasury 6.125 271115	60,000	82,888.80
ドル 合計		30,815,000	34,072,747.00 (3,569,460,975)
カナダドル	CANADA 1.5 230601	462,000	477,051.96
	CANADA 3.5 451201	90,000	135,495.00
	CANADA 5.0 370601	130,000	211,120.00
	CANADA 5.75 290601	860,000	1,229,791.40
カナダドル 合計		1,542,000	2,053,458.36 (161,052,739)
メキシコペソ	MEXICO 6.5 210610	1,275,000	1,291,281.75
	MEXICO 8.0 231207	1,660,000	1,812,437.80
	MEXICO 8.5 290531	6,815,000	7,946,698.90
	MEXICO 8.5 381118	670,000	770,010.90
メキシコペソ 合計		10,420,000	11,820,429.35 (58,156,512)
ユーロ	AUSTRIA 0.75 261020	460,000	498,948.20
	AUSTRIA 3.8 620126	50,000	122,425.00
	AUSTRIA 4.15 370315	250,000	430,105.00
	BELGIUM 0.8 270622	150,000	163,960.50
	BELGIUM 2.25 230622	470,000	507,506.00
	BELGIUM 3.0 340622	250,000	359,392.50
	BELGIUM 4.25 410328	155,000	283,274.90
	BELGIUM 5.0 350328	45,000	78,790.05
	BELGIUM 5.5 280328	100,000	145,660.00
	FINLAND 0.75 310415	360,000	404,366.40
	FRA 0.00 240325	640,000	656,121.60
	FRA 0.75 281125	40,000	44,092.40
	FRANCE 0.0 220225	1,380,000	1,392,944.40

FRANCE 0.0 220525	1,500,000	1,516,860.00	
FRANCE 0.0 291125	100,000	103,824.00	
FRANCE 0.25 261125	800,000	842,296.00	
FRANCE 1.25 340525	810,000	967,755.60	
FRANCE 2.75 271025	50,000	61,864.00	
FRANCE 3.25 450525	10,000	17,346.10	
FRANCE 4.0 381025	410,000	708,578.40	
FRANCE 4.0 550425	70,000	152,653.20	
FRANCE 4.0 600425	160,000	370,662.40	
FRANCE 5.5 290425	35,000	53,169.90	
FRANCE 5.75 321025	265,000	460,411.00	
GERMANY 0 300215	650,000	691,021.50	
GERMANY 0.0 220408	1,970,000	1,991,965.50	
GERMANY 0.0 220610	560,000	567,028.00	
GERMANY 0.25 290215	350,000	379,022.00	
GERMANY 0.5 280215	500,000	547,600.00	
GERMANY 1.5 240515	110,000	119,270.80	
GERMANY 2.5 460815	210,000	366,391.20	
GERMANY 4.0 370104	270,000	473,172.30	
IRELAND 0.8 220315	110,000	112,141.70	
IRELAND 1.0 260515	230,000	250,249.20	
IRELAND 2.0 450218	80,000	113,796.00	
ITALY 1.0 220715	10,000	10,229.10	
ITALY 1.35 220415	10,000	10,249.00	
ITALY 1.45 250515	410,000	435,600.40	
ITALY 1.75 240701	150,000	160,035.00	
ITALY 2.0 251201	338,000	369,920.72	
ITALY 2.2 270601	200,000	223,932.00	
ITALY 2.45 330901	1,160,000	1,370,238.40	
ITALY 2.7 470301	330,000	414,783.60	
ITALY 2.8 281201	1,390,000	1,640,116.60	
ITALY 2.8 670301	60,000	77,713.80	
ITALY 3.25 460901	120,000	164,780.40	
ITALY 4.0 370201	360,000	509,731.20	
ITALY 4.75 440901	30,000	49,814.40	
ITALY 5.0 400901	455,000	744,912.35	
ITALY 7.25 261101	115,000	162,726.15	
NETHERLANDS 0.5 260715	310,000	331,793.00	
NETHERLANDS 2.25 220715	195,000	205,023.00	
NETHERLANDS 2.5 330115	130,000	177,821.80	
NETHERLANDS 2.75 470115	150,000	269,716.50	
NETHERLANDS 4.0 370115	60,000	103,430.40	

	NETHERLANDS 5.5 280115	125,000	181,660.00
	SPAIN 0.25 240730	550,000	564,982.00
	SPAIN 0.4 220430	500,000	507,330.00
	SPAIN 0.45 221031	10,000	10,204.50
	SPAIN 1.5 270430	830,000	923,549.30
	SPAIN 2.15 251031	10,000	11,268.00
	SPAIN 3.45 660730	40,000	71,717.60
	SPAIN 4.2 370131	120,000	189,859.20
	SPAIN 4.4 231031	15,000	17,232.45
	SPAIN 4.7 410730	425,000	755,458.75
	SPAIN 5.15 281031	55,000	77,944.90
	SPAIN 5.75 320730	640,000	1,050,438.40
ユーロ 合計		22,903,000	27,748,878.67 (3,384,530,731)
ポンド	UK GILT 1.5 260722	180,000	195,559.20
	UK GILT 2.25 230907	250,000	266,535.00
	UK GILT 3.5 450122	190,000	302,115.20
	UK GILT 4.0 600122	340,000	712,640.00
	UK GILT 4.25 271207	90,000	116,704.80
	UK GILT 4.25 320607	280,000	402,903.20
	UK GILT 4.25 360307	119,000	182,960.12
	UK GILT 4.25 390907	180,000	292,852.80
	UK GILT 4.25 401207	100,000	165,589.00
	UK GILT 4.25 461207	71,000	128,184.11
	UK GILT 4.25 491207	160,000	302,195.20
	UK GILT 4.25 551207	70,000	143,973.90
	UK GILT 4.5 340907	55,000	84,400.25
	UK GILT 4.5 421207	70,000	122,992.80
	UK GILT 6.0 281207	60,000	88,165.20
	UK GILT 1.75 220907	320,000	330,528.00
ポンド 合計		2,535,000	3,838,298.78 (519,590,505)
スウェーデンクローナ	SWEDEN 1.5 231113	210,000	221,892.30
	SWEDEN 2.5 250512	1,400,000	1,581,356.00
	SWEDEN 3.5 390330	400,000	622,804.00
スウェーデンクローナ 合計		2,010,000	2,426,052.30 (28,506,114)
ノルウェークローネ	NORWAY 1.375 300819	700,000	744,555.00
	NORWAY 2.0 230524	910,000	950,576.90
ノルウェークローネ 合計		1,610,000	1,695,131.90 (18,561,694)
デンマーククローネ	DENMARK 1.5 231115	1,350,000	1,439,761.50
	DENMARK 4.5 391115	410,000	788,975.30

デンマーククローネ 合計		1,760,000	2,228,736.80 (36,506,708)
ポーランドズロチ	POLAND 2.5 260725	1,510,000	1,669,244.60
	POLAND 5.75 220923	13,000	14,411.15
ポーランドズロチ 合計		1,523,000	1,683,655.75 (44,499,021)
オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.25 250421	460,000	521,764.20
	AUSTRALIA 3.75 370421	650,000	884,825.50
	AUSTRALIA 4.75 270421	910,000	1,159,785.90
オーストラリアドル 合計		2,020,000	2,566,375.60 (188,166,658)
シンガポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	400,000	469,800.00
シンガポールドル 合計		400,000	469,800.00 (35,963,190)
マレーシアリングgit	MALAYSIA 3.48 230315	10,000	10,396.20
	MALAYSIA 4.059 240930	640,000	690,329.60
	MALAYSIA 5.248 280915	461,000	545,976.13
マレーシアリングgit 合計		1,111,000	1,246,701.93 (31,404,421)
合計			8,076,399,268 (8,076,399,268)

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	国債証券 24銘柄	42.79%	44.20%
カナダドル	国債証券 4銘柄	1.93%	1.99%
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	0.70%	0.72%
ユーロ	国債証券 67銘柄	40.58%	41.91%
ポンド	国債証券 16銘柄	6.23%	6.43%
スウェーデンクローナ	国債証券 3銘柄	0.34%	0.35%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.22%	0.23%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	0.44%	0.45%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.53%	0.55%
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	2.26%	2.33%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.43%	0.45%
マレーシアリングgit	国債証券 3銘柄	0.38%	0.39%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

貸借対照表

	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,725,638	2,393,475
コール・ローン	12,755,675	32,368,218
株式	430,452,601	513,673,147
投資証券	31,331,664	27,791,927
未収配当金	324,439	768,311
流動資産合計	477,590,017	576,995,078
資産合計	477,590,017	576,995,078
負債の部		
流動負債		
未払利息	22	78
流動負債合計	22	78
負債合計	22	78
純資産の部		
元本等		
元本	341,146,206	459,992,198
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	136,443,789	117,002,802
元本等合計	477,589,995	576,995,000
純資産合計	477,589,995	576,995,000
負債純資産合計	477,590,017	576,995,078

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 投資証券
--------------------	--

	<p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2019年11月5日現在		2020年11月2日現在	
1. 受益権の総数	341,146,206口		459,992,198口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4000円 (14,000円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2544円 (12,544円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p> <p>同左</p>	

<p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	273,111,328円	341,146,206円
同期中追加設定元本額	110,868,888円	334,454,996円
同期中一部解約元本額	42,834,010円	215,609,004円
元本の内訳*		

マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	794,837円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	299,460円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	53,507円	- 円
SNAM絶対収益ターゲットファンド(適格機関投資家専用)	119,334,184円	222,958,878円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	24,976,016円	61,975,822円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	29,642,148円	65,957,677円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	33,773,599円	71,519,586円
SOMPO外国株式アクティブバリューファンド(リスク抑制型)	132,272,455円	37,580,235円
計	341,146,206円	459,992,198円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	29,929,857	23,547,641
投資証券	3,844,988	1,009,330
合計	33,774,845	24,556,971

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2020年11月2日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ドル	PHILLIPS 66	275	46.66	12,831.50	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	100	68.45	6,845.00	
	PPG INDUSTRIES INC	930	129.72	120,639.60	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	50	687.98	34,399.00	
	GENERAL DYNAMICS CORP	225	131.33	29,549.25	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	440	237.12	104,332.80	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	940	43.71	41,087.40	
	CINTAS CORP	70	314.55	22,018.50	
	NIKE INC -CL B	760	120.08	91,260.80	
	FACEBOOK INC-A	410	263.11	107,875.10	
	HOME DEPOT INC	407	266.71	108,550.97	
	ROSS STORES INC	920	85.17	78,356.40	
	TJX COMPANIES INC	2,000	50.80	101,600.00	
	ULTA BEAUTY INC	110	206.77	22,744.70	
	SYSCO CORP	1,590	55.31	87,942.90	
	WAL-MART STORES INC	660	138.75	91,575.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	590	34.04	20,083.60	
	PEPSICO INC	684	133.29	91,170.36	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,560	78.89	123,068.40	
	CARDINAL HEALTH INC	515	45.79	23,581.85	
	ABBVIE INC	230	85.10	19,573.00	
	BIOGEN INC	290	252.07	73,100.30	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,960	58.45	114,562.00	
	JOHNSON & JOHNSON	1,253	137.11	171,798.83	
	MERCK & CO. INC.	750	75.21	56,407.50	
	JP MORGAN CHASE & CO	180	98.04	17,647.20	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	135	111.88	15,103.80	
	US BANCORP	1,000	38.95	38,950.00	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	420	91.24	38,320.80	
	CME GROUP INC	240	150.72	36,172.80	
S&P GLOBAL INC	400	322.73	129,092.00		
AFLAC INC	610	33.95	20,709.50		

	ALLSTATE CORP	920	88.75	81,650.00	
	AON CORP	520	184.01	95,685.20	
	EVEREST RE GROUP LTD	130	197.08	25,620.40	
	MARSH&MCLENNAN COS	1,020	103.46	105,529.20	
	ACCENTURE PLC-CL A	720	216.91	156,175.20	
	ADOBE SYSTEMS INC	240	447.10	107,304.00	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	280	109.37	30,623.60	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	1,617	71.42	115,486.14	
	INTL BUSINESS MACHINES CO	520	111.66	58,063.20	
	INTUIT INC	230	314.68	72,376.40	
	MICROSOFT CORP	500	202.47	101,235.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	446	181.71	81,042.66	
	VMWARE INC-CLASS A	920	128.73	118,431.60	
	APPLE INC	580	108.86	63,138.80	
	CISCO SYSTEMS INC	1,010	35.90	36,259.00	
	AT&T INC	901	27.02	24,345.02	
	VERIZON COMMUNICATIONS	2,460	56.99	140,195.40	
	PPL CORPORATION	940	27.50	25,850.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	560	144.59	80,970.40	
	ドル 小計	35,218		3,570,932.08	(374,090,844)
カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	1,400	15.03	21,042.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	500	54.12	27,060.00	
	カナダドル 小計	1,900		48,102.00	(3,772,639)
ユーロ	TOTAL SA	1,328	25.82	34,288.96	
	BASF AG	309	47.07	14,544.63	
	VINCI S.A.	203	67.82	13,767.46	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE	353	58.68	20,714.04	
	CIE GENERALE DES ETABLISSEMENTS MICHELIN	296	92.64	27,421.44	
	ADIDAS-SALOMON AG	143	255.00	36,465.00	
	PUBLICIS GROUPE	1,014	29.80	30,217.20	
	INDITEX	1,570	21.19	33,268.30	
	SOCIETE GENERALE-A	629	11.64	7,321.56	
	ALLIANZ AG-REG	197	151.06	29,758.82	

	AXA	577	13.80	7,962.60	
	MUENCHENER RUECKVER AG-RE	381	200.80	76,504.80	
	TELEFONICA S.A.	8,886	2.80	24,934.11	
	ユーロ 小計	15,886		357,168.92 (43,563,893)	
ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,161	9.65	11,208.29	
	FERGUSON PLC	1,192	77.22	92,046.24	
	IMPERIAL BRANDS PLC	658	12.24	8,053.92	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	4,363	12.91	56,361.23	
	VODAFONE GROUP PLC	16,183	1.03	16,668.49	
	ポンド 小計	23,557		184,338.17 (24,953,858)	
スイスフラン	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	482	294.75	142,069.50	
	スイスフラン 小計	482		142,069.50 (16,227,178)	
ノルウェーク ローネ	TELENOR ASA	6,426	147.20	945,907.20	
	ノルウェークローネ 小計	6,426		945,907.20 (10,357,683)	
デンマークク ローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	1,010	384.10	387,941.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,378	410.55	976,287.90	
	デンマーククローネ 小計	3,388		1,364,228.90 (22,346,069)	
オーストラリア ドル	BHP BILLITON LTD	2,119	33.78	71,579.82	
	WESTPAC BANKING CORP	1,594	17.91	28,548.54	
	オーストラリアドル 小計	3,713		100,128.36 (7,341,411)	
香港ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	11,000	39.85	438,350.00	
	香港ドル 小計	11,000		438,350.00 (5,922,108)	
シンガポールド ル	OVERSEA-CHINESE BANKING	4,300	8.42	36,206.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	1,600	18.99	30,384.00	
	シンガポールドル 小計	5,900		66,590.00 (5,097,464)	
	合計	107,470		513,673,147 (513,673,147)	

(2) 株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ドル	AMERICAN TOWER CORP	90	20,668.50	
		CROWN CASTLE INTL CORP	350	54,670.00	
		PUBLIC STORAGE	510	116,825.70	
		WELLTOWER INC	1,360	73,127.20	
	ドル 合計		2,310	265,291.40 (27,791,927)	
合計			2,310	27,791,927 (27,791,927)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対す る比率
ドル	株式 51銘柄	64.83%		74.21%
	投資証券 4銘柄		4.82%	
カナダドル	株式 2銘柄	0.65%		0.70%
ユーロ	株式 13銘柄	7.55%		8.05%
ポンド	株式 5銘柄	4.32%		4.61%
スイスフラン	株式 1銘柄	2.81%		3.00%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	1.80%		1.91%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	3.87%		4.13%
オーストラリアドル	株式 2銘柄	1.27%		1.36%
香港ドル	株式 1銘柄	1.03%		1.09%
シンガポールドル	株式 2銘柄	0.88%		0.94%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

貸借対照表

科 目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	25,516,760	17,744,435
コール・ローン	9,643,911	18,905,363
国債証券	2,253,318,078	1,978,132,640
派生商品評価勘定	4,535,623	13,578,474
未収利息	36,335,691	35,074,207
前払費用	5,943,624	654,388
差入保証金	-	5,000,000
流動資産合計	2,335,293,687	2,069,089,507
資産合計	2,335,293,687	2,069,089,507
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,512,076	16,070,195
未払利息	16	45
流動負債合計	3,512,092	16,070,240
負債合計	3,512,092	16,070,240
純資産の部		
元本等		
元本	1,872,369,685	1,781,077,719
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	459,411,910	271,941,548
元本等合計	2,331,781,595	2,053,019,267
純資産合計	2,331,781,595	2,053,019,267
負債純資産合計	2,335,293,687	2,069,089,507

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券
--------------------	------

	<p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
	<p>直物為替先渡取引</p> <p>個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益、為替差損益及び派生商品取引等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 受益権の総数	1,872,369,685口	1,781,077,719口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.2454円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (12,454円)</p>	<p>1口当たり純資産額 1.1527円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,527円)</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p>	同左

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>直物為替先渡取引は信託財産に属する資産の効率的な運用または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日	自 2019年11月6日 至 2020年11月2日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,802,441,218円	1,872,369,685円
同期中追加設定元本額	449,766,955円	309,643,091円
同期中一部解約元本額	379,838,488円	400,935,057円
元本の内訳*		
エマージング債券ファンド（為替戦略型・ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	976,836,570円	969,050,833円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型（適格機関投資家専用）	247,078円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型（適格機関投資家専用）	317,573円	- 円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型（適格機関投資家専用）	163,073円	- 円
SNAM絶対収益ターゲットファンド（適格機関投資家専用）	232,763,141円	218,626,146円
エマージング債券ファンド（為替戦略型）（Fof用）（適格機関投資家専用）	624,668,226円	500,667,768円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	22,410,288円	55,795,837円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	11,423,764円	28,240,320円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	3,539,972円	8,696,815円
計	1,872,369,685円	1,781,077,719円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2019年11月5日現在	2020年11月2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	109,007,239	15,466,367
合計	109,007,239	15,466,367

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2019年11月5日 現在			2020年11月2日 現在		
	契約額等 （円）			契約額等 （円）		

		うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)		うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	469,977,142	-	468,894,843	1,082,299	809,220,997	-	799,043,091	10,177,906
ドル	172,260,355	-	171,597,987	662,368	365,097,215	-	361,004,450	4,092,765
メキシコペソ	-	-	-	-	45,062,794	-	44,559,232	503,562
チェココロナ	40,803,818	-	40,803,818	-	-	-	-	-
ハンガリーフォリ ント	32,451,997	-	32,223,955	228,042	83,748,698	-	81,841,173	1,907,525
ポーランドズロチ	153,831,900	-	153,723,300	108,600	157,447,200	-	154,358,694	3,088,506
ルーマニアレイ	70,629,072	-	70,545,783	83,289	38,740,471	-	38,073,658	666,813
タイバーツ	-	-	-	-	53,190,516	-	53,467,008	276,492
ランド	-	-	-	-	65,934,103	-	65,738,876	195,227
売建	469,977,142	-	467,201,579	2,775,563	809,220,997	-	804,303,668	4,917,329
ドル	297,716,787	-	296,517,044	1,199,743	444,123,782	-	440,771,334	3,352,448
メキシコペソ	52,045,292	-	51,587,952	457,340	88,434,763	-	88,077,608	357,155
ハンガリーフォリ ント	-	-	-	-	46,817,184	-	45,750,027	1,067,157
ポーランドズロチ	-	-	-	-	78,333,458	-	77,193,956	1,139,502
タイバーツ	44,666,823	-	44,666,823	-	26,574,376	-	26,733,504	159,128
ランド	75,548,240	-	74,429,760	1,118,480	124,937,434	-	125,777,239	839,805
合計	939,954,284	-	936,096,422	1,693,264	1,618,441,994	-	1,603,346,759	5,260,577

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

種類	2019年11月5日 現在				2020年11月2日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 直物為替先渡取引								
買建	131,205,899	-	132,588,082	1,382,183	320,603,844	-	320,480,491	123,353
ブラジルリアル	-	-	-	-	91,517,041	-	89,386,124	2,130,917
チリアンペソ	15,999,695	-	15,630,131	369,564	75,926,056	-	77,990,308	2,064,252
コロンビアペソ	3,856,489	-	3,975,571	119,082	34,055,985	-	33,628,003	427,982
ペルーヌエボソル	1,592,064	-	1,598,316	6,252	-	-	-	-
フィリピンペソ	6,265,692	-	6,346,747	81,055	-	-	-	-
インドネシアルピア	18,489,387	-	18,481,074	8,313	24,272,428	-	24,226,937	45,491
ウォン	85,002,572	-	86,556,243	1,553,671	16,693,442	-	16,680,668	12,774

元	-	-	-	-	78,138,892	-	78,568,451	429,559
売建	238,203,312	-	240,255,212	2,051,900	402,774,692	-	399,882,483	2,892,209
ブラジルリアル	79,092,199	-	80,401,420	1,309,221	54,721,530	-	53,762,505	959,025
コロンビアペソ	-	-	-	-	63,280,419	-	62,694,428	585,991
ロシアルーブル	71,006,692	-	71,532,830	526,138	25,354,444	-	24,445,656	908,788
インドネシアルピア	85,890,503	-	86,065,678	175,175	259,418,299	-	258,979,894	438,405
ウォン	2,213,918	-	2,255,284	41,366	-	-	-	-
合計	369,409,211	-	372,843,294	669,717	723,378,536	-	720,362,974	2,768,856

(注) 時価の算定方法

1. 価格提供会社の提供する価額で評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2020年11月2日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO 10.0 241205	14,273,000	16,860,980.36	
		MEXICO 10.0 361120	426,000	556,551.96	
		MEXICO 4.5 351122	302,000	2,394,285.72	
		MEXICO 6.5 210610	562,000	569,176.74	
		MEXICO 6.5 220609	5,381,000	5,545,766.22	
		MEXICO 7.5 270603	13,038,000	14,320,026.54	
		MEXICO 7.75 310529	6,711,000	7,460,014.71	
		MEXICO 7.75 341123	2,221,000	2,443,655.25	
		MEXICO 7.75 421113	3,986,000	4,238,473.24	
		MEXICO 8.0 471107	5,909,000	6,411,205.91	
		MEXICO 8.5 290531	5,968,000	6,959,046.08	
		MEXICO 8.5 381118	7,824,000	8,991,888.48	
				66,601,000	76,751,071.21

メキシコペソ 合計			(377,615,270)
ブラジルリアル	BRAZIL 10.0 230101	3,827,000	4,318,348.53
	BRAZIL 10.0 270101	2,175,000	2,526,828.00
	BRAZIL 10.0 290101	3,021,000	3,527,108.13
	BRAZIL 10.0 310101	671,000	787,324.56
	BRAZIL 6.0 450515	177,000	753,487.23
	BRAZIL 6.0 500815	183,000	784,709.49
ブラジルリアル 合計		10,054,000	12,697,805.94 (231,481,002)
コロンビアペソ	COLOMBIA 10.0 240724	1,084,300,000	1,318,552,172.00
	COLOMBIA 6.0 280428	1,434,600,000	1,493,777,250.00
	COLOMBIA 6.25 251126	95,500,000	103,931,695.00
	COLOMBIA 7.0 220504	1,715,200,000	1,823,240,448.00
	COLOMBIA 7.0 320630	396,000,000	421,676,640.00
	COLOMBIA 7.25 341018	253,200,000	270,972,108.00
	COLOMBIA 7.5 260826	2,286,700,000	2,607,615,478.00
	COLOMBIA 7.75 300918	666,200,000	761,553,206.00
コロンビアペソ 合計		7,931,700,000	8,801,318,997.00 (238,515,744)
ポーランドズロチ	POLAND 2.75 280425	236,000	266,727.20
	POLAND 2.75 291025	498,000	567,759.84
ポーランドズロチ 合計		734,000	834,487.04 (22,055,492)
ロシアルーブル	RUS 7.25 340510	5,431,000	5,848,209.42
	RUSSIA 6.9 290523	37,241,000	39,531,693.91
	RUSSIA 7.0 230816	6,608,000	6,972,034.72
	RUSSIA 7.05 280119	8,286,000	8,895,766.74
	RUSSIA 7.1241016	10,919,000	11,677,215.36
	RUSSIA 7.65 300410	24,056,000	26,753,399.28
	RUSSIA 7.7 330323	27,969,000	31,166,136.39
	RUSSIA 7.7 390316	3,772,000	4,287,217.48
	RUSSIA 8.15 270203	33,872,000	38,377,992.16
	RUSSIA 8.5 310917	2,906,000	3,417,775.66
ロシアルーブル 合計		161,060,000	176,927,441.12 (231,774,947)
マレーシアリングgit	MALAYSIA 3.478 240614	128,000	134,895.36

	MALAYSIA 3.48 230315	851,000	884,716.62	
	MALAYSIA 3.62 211130	673,000	687,691.59	
	MALAYSIA 3.882 220310	1,443,000	1,486,564.17	
	MALAYSIA 3.885 290815	489,000	535,508.79	
	MALAYSIA 3.899 271116	876,000	957,897.24	
	MALAYSIA 3.9 261130	1,073,000	1,170,235.26	
	MALAYSIA 3.906 260715	123,000	134,040.48	
	MALAYSIA 4.059 240930	1,481,000	1,597,465.84	
マレーシアリングット 合計		7,137,000	7,589,015.35	(191,167,296)
インドネシアルピア	INDONESIA 6.125 280515	875,000,000	854,323,750.00	
	INDONESIA 6.5 250615	2,271,000,000	2,363,066,340.00	
	INDONESIA 6.625 330515	3,524,000,000	3,413,064,480.00	
	INDONESIA 7.0 270515	890,000,000	925,083,800.00	
	INDONESIA 7.5 320815	5,351,000,000	5,505,857,940.00	
	INDONESIA 7.5 350615	889,000,000	915,198,830.00	
	INDONESIA 7.5 400415	1,108,000,000	1,134,370,400.00	
	INDONESIA 8.125 240515	8,345,000,000	9,110,737,200.00	
	INDONESIA 8.25 290515	10,824,000,000	11,964,524,880.00	
	INDONESIA 8.25 360515	4,133,000,000	4,459,754,980.00	
	INDONESIA 8.375 340315	6,619,000,000	7,251,511,640.00	
	INDONESIA 8.375 390415	4,683,000,000	5,107,748,100.00	
インドネシアルピア 合計		49,512,000,000	53,005,242,340.00	(381,637,744)
ランド	S-AFRICA 10.5 261221	16,327,000	19,054,915.16	
	S-AFRICA 6.25 360331	7,209,000	4,729,320.27	
	S-AFRICA 7.0 310228	6,403,000	5,241,239.68	
	S-AFRICA 7.75 230228	2,646,000	2,849,503.86	
	S-AFRICA 8.0 300131	1,790,000	1,645,457.50	
	S-AFRICA 8.5 370131	955,000	747,965.55	
	S-AFRICA 8.75 440131	8,447,000	6,430,532.16	
	S-AFRICA 8.75 480228	7,748,000	5,871,279.44	
	S-AFRICA 8.875 350228	914,000	763,921.20	
ランド 合計		52,439,000	47,334,134.82	(303,885,145)

合計		1,978,132,640	
		(1,978,132,640)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
メキシコペソ	国債証券 12銘柄	18.39%	19.09%
ブラジルレアル	国債証券 6銘柄	11.28%	11.70%
コロンビアペソ	国債証券 8銘柄	11.62%	12.06%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	1.07%	1.11%
ロシアルーブル	国債証券 10銘柄	11.29%	11.72%
マレーシアリングット	国債証券 9銘柄	9.31%	9.66%
インドネシアルピア	国債証券 12銘柄	18.59%	19.30%
ランド	国債証券 9銘柄	14.80%	15.36%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2020年11月30日現在

資産総額	299,793,299円
負債総額	284,058円
純資産総額(-)	299,509,241円
発行済数量	248,188,945口
1単位当りの純資産額(/)	1.2068円

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2020年11月30日現在

資産総額	394,819,376円
負債総額	548,647円
純資産総額(-)	394,270,729円
発行済数量	338,882,993口
1単位当りの純資産額(/)	1.1634円

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2020年11月30日現在

資産総額	725,091,149円
負債総額	767,250円
純資産総額(-)	724,323,899円
発行済数量	651,901,412口
1単位当りの純資産額(/)	1.1111円

(参考) 損保ジャパン日本債券マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	18,575,174,810円
負債総額	100,001,520円
純資産総額(-)	18,475,173,290円
発行済数量	12,722,632,299口
1単位当りの純資産額(/)	1.4522円

（参考）S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	29,104,029,454円
負債総額	413円
純資産総額（ - ）	29,104,029,041円
発行済数量	17,142,859,344口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.6977円

（参考）S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	9,641,687,549円
負債総額	28,425,070円
純資産総額（ - ）	9,613,262,479円
発行済数量	4,380,182,588口
1単位当りの純資産額（ / ）	2.1947円

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	8,874,971,904円
負債総額	140,086,045円
純資産総額（ - ）	8,734,885,859円
発行済数量	5,141,724,037口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.6988円

（参考）S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	634,960,064円
負債総額	166,691円
純資産総額（ - ）	634,793,373円
発行済数量	455,098,952口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.3948円

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2020年11月30日現在

資産総額	2,199,395,253円
負債総額	24,716,112円
純資産総額（ - ）	2,174,679,141円
発行済数量	1,773,639,688口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.2261円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とし、)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年11月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年11月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

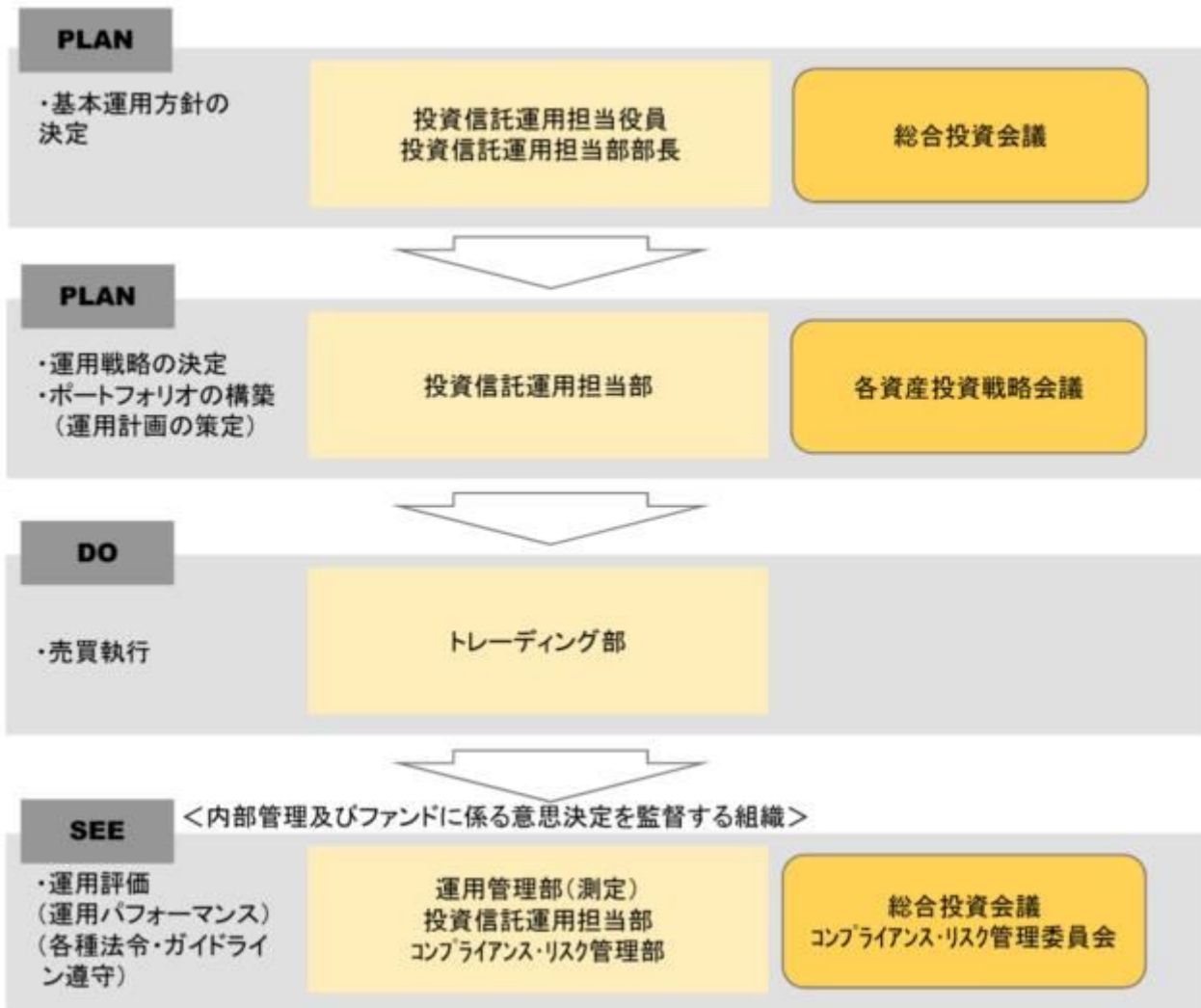
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2020年11月末現在、計232本（追加型株式投資信託138本、単位型株式投資信託35本、単位型公社債投資信託59本）であり、その純資産総額の合計は1,420,714百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			5,031,436		5,030,360
2 前払費用			77,905		88,889
3 未収委託者報酬			892,311		1,062,114
4 未収運用受託報酬			1,133,534		958,520
5 未収収益			52		44
6 その他			5,489		1,347
流動資産合計			7,140,730		7,141,276
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	1		23,660		19,412
(2) 器具備品	1		24,492		102,336
有形固定資産合計			48,153		121,748
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			189,407		378,390
(2) 長期差入保証金			161,598		161,598
(3) 繰延税金資産			369,181		402,032
(4) その他			31		32
投資その他の資産合計			720,218		942,053
固定資産合計			772,907		1,068,337
資産合計			7,913,637		8,209,613

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			12,372		6,729
2 未払金					
(1) 未払配当金	2	240,000		3,000,000	
(2) 未払手数料		320,577		351,384	
(3) その他未払金		193,367	753,944	180,135	3,531,520
3 未払費用			985,047		973,410

4 未払消費税等			15,760	47,391
5 未払法人税等			225,326	152,972
6 賞与引当金			125,066	115,230
7 役員賞与引当金			7,200	5,400
流動負債合計			2,124,718	4,832,655
固定負債				
1 退職給付引当金			134,243	150,881
2 資産除去債務			8,327	8,475
固定負債合計			142,570	159,356
負債合計			2,267,288	4,992,011
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			1,550,000	1,550,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金			413,280	413,280
資本剰余金合計			413,280	413,280
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			3,675,113	1,257,468
利益剰余金合計			3,675,113	1,257,468
株主資本合計			5,638,393	3,220,749
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金			7,956	3,147
評価・換算差額等合計			7,956	3,147
純資産合計			5,646,349	3,217,602
負債・純資産合計			7,913,637	8,209,613

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		4,693,325		4,761,002	
2 運用受託報酬		3,479,650	8,172,976	3,408,951	8,169,953
営業費用					
1 支払手数料		2,096,873		2,057,148	
2 広告宣伝費		30,230		16,106	
3 公告費		200		200	
4 調査費		2,532,683		2,381,706	
(1) 調査費		1,070,321		1,067,053	
(2) 委託調査費		1,457,726		1,311,310	
(3) 図書費		4,635		3,342	
5 営業雑経費		165,973		184,920	
(1) 通信費		6,109		6,023	
(2) 印刷費		145,335		163,235	
(3) 諸会費		14,528	4,825,961	15,660	4,640,082

一般管理費					
1 給料		1,523,789		1,567,354	
(1) 役員報酬		75,540		83,506	
(2) 給料・手当		1,260,953		1,286,043	
(3) 賞与		187,295		197,805	
2 福利厚生費		183,912		188,710	
3 交際費		10,052		13,169	
4 寄付金		300		300	
5 旅費交通費		39,791		45,892	
6 法人事業税		41,849		50,010	
7 租税公課		15,555		26,124	
8 不動産賃借料		208,923		211,714	
9 退職給付費用		58,381		67,288	
10 賞与引当金繰入		125,066		115,230	
11 役員賞与引当金繰入		7,200		5,400	
12 固定資産減価償却費		11,976		13,153	
13 諸経費		353,873	2,580,671	349,338	2,653,688
営業利益			766,343		876,182
営業外収益					
1 受取配当金		98		191	
2 受取利息		281		272	
3 有価証券売却益		12,029		-	
4 有価証券償還益		-		1,358	
5 保険配当金		366		448	
6 雑益		2,459	15,236	1,033	3,305
営業外費用					
1 有価証券売却損		-		2	
2 為替差損		3,184		2,620	
3 事務過誤費		4,341		-	
4 雑損		198	7,724	266	2,889
経常利益			773,855		876,598
特別損失					
1 固定資産除却損	1	7		409	
2 商号変更費用		-	7	13,256	13,666
税引前当期純利益			773,847		862,932
法人税・住民税及び事業税			342,518		309,915
法人税等調整額			97,828		29,339
当期純利益			529,156		582,355

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,385,956	3,385,956	5,349,236
当期変動額						

剰余金の配当				240,000	240,000	240,000
当期純利益				529,156	529,156	529,156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	289,156	289,156	289,156
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,675,113	3,675,113	5,638,393

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,378	2,378	5,351,614
当期変動額			
剰余金の配当			240,000
当期純利益			529,156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,578	5,578	5,578
当期変動額合計	5,578	5,578	294,735
当期末残高	7,956	7,956	5,646,349

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,675,113	3,675,113	5,638,393
当期変動額						
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000
当期純利益				582,355	582,355	582,355
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	2,417,644	2,417,644	2,417,644
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,257,468	1,257,468	3,220,749

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,956	7,956	5,646,349
当期変動額			
剰余金の配当			3,000,000

当期純利益			582,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,103	11,103	11,103
当期変動額合計	11,103	11,103	2,428,747
当期末残高	3,147	3,147	3,217,602

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険配当金」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2,826千円は、「保険配当金」366千円及び「その他」2,459千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	86,787	91,036
器具備品	52,226	59,912

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金		
未払配当金	240,000	3,000,000

（損益計算書関係）

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具備品	7	409

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月27日 取締役会	普通 株式	240,000千円	9,964円	-	2019年3月31日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年3月11日 取締役会	普通 株式	3,000,000千円	124,558円	-	2020年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注2.参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,031,436	5,031,436	-
(2) 未収委託者報酬	892,311	892,311	-
(3) 未収運用受託報酬	1,133,534	1,133,534	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	188,657	188,657	-
資産計	7,245,941	7,245,941	-

(1) 未払費用	985,047	985,047	-
負債計	985,047	985,047	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,030,360	5,030,360	-
(2) 未収委託者報酬	1,062,114	1,062,114	-
(3) 未収運用受託報酬	958,520	958,520	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	377,640	377,640	-
資産計	7,428,635	7,428,635	-
(1) 未払金	3,531,520	3,531,520	-
(2) 未払費用	973,410	973,410	-
負債計	4,504,931	4,504,931	-

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	750	750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	5,031,283	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	892,311	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,133,534	-	-	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	177,539	11,118	-
合計	7,057,129	177,539	11,118	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	5,030,197	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,062,114	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	958,520	-	-	-
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	157,275	19,415	200,950
合計	7,050,832	157,275	19,415	200,950

注4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	176,630	165,000	11,630
	小計	176,630	165,000	11,630
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	12,027	12,189	161
	小計	12,027	12,189	161
合計		188,657	177,189	11,468

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	233,779	229,700	4,079
	小計	233,779	229,700	4,079
	(1) 株式	-	-	-

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	143,861	151,087	7,226
	小計	143,861	151,087	7,226
合計		377,640	380,787	3,147

5. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	24,900	9,900	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	13,229	2,130	0
合計	38,129	12,030	0

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	97	-	2
合計	97	-	2

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。)

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	112,624	134,243
退職給付費用	23,211	27,786
退職給付の支払額	1,592	11,148
退職給付引当金の期末残高	134,243	150,881

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	134,243	150,881
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	134,243	150,881
退職給付引当金	134,243	150,881
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	134,243	150,881

(3) 退職給付費用

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	23,211	27,786

3. 確定拠出制度

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	25,915	30,681

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	259,327	301,391
退職給付引当金	41,105	46,199
賞与引当金	38,295	35,283
未払事業税	14,487	11,335
未払金否認	14,684	4,762
繰延資産損金算入限度超過額	5,949	4,021
その他	4,944	6,059
繰延税金資産 小計	378,793	409,054
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,645	3,648
評価性引当額 小計	2,645	3,648
繰延税金資産 合計	376,148	405,406
繰延税金負債		
株式譲渡損益	3,031	3,031
固定資産除去価額	424	343
その他有価証券評価差額金	3,512	-
繰延税金負債 合計	6,967	3,374
繰延税金資産の純額	369,181	402,032

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.3
住民税均等割		0.3
評価性引当額の増減		0.1
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	8,181	8,327
時の経過による調整額	145	147
期末残高	8,327	8,475

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	中東	米国	アジア	合計
7,315,521	575,733	128,375	117,530	35,814	8,172,976

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	米国	中東	アジア	合計
7,171,851	490,694	259,796	192,226	55,384	8,169,953

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
記載すべき重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	488,979	未払手数料	107,223
同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注2)	165,115	未収運用受託報酬	88,523

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

注3. 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社は、2020年4月1日に商号を損保ジャパンDC証券株式会社に変更しております。

注4. 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、2019年10月1日に商号をSOMPOひまわり生命保険株式会社に変更しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	498,922	未払手数料	115,372

同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り(注2)	169,211	未収運用受託報酬	94,179
-------------	-------------------	--------	------------	-------	---	----------------	----------------	---------	----------	--------

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

注3. 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社は、2020年4月1日に商号を損保ジャパンDC証券株式会社に変更しております。

注4. 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社は、2019年10月1日に商号をSOMPOひまわり生命保険株式会社に変更しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	234,434.27	133,593.60
1株当たり当期純利益金額(円)	21,970.39	24,179.19

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	529,156	582,355
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	529,156	582,355
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第36期中間会計期間 (2020年9月30日)
区分	注記番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		1,766,457
2 前払費用		69,125
3 未収委託者報酬		1,119,626
4 未収運用受託報酬		902,998

5	立替金		128,883
	流動資産合計		3,987,090
	固定資産		
1	有形固定資産	1	122,515
2	無形固定資産		4,535
3	投資その他の資産		
	(1) 投資有価証券		414,544
	(2) 長期差入保証金		173,961
	(3) 繰延税金資産		374,373
	(4) その他		32
	投資その他の資産合計		962,912
	固定資産合計		1,089,962
	資産合計		5,077,053

		第36期中間会計期間 (2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	預り金		7,039
2	未払金		
	(1) 未払手数料		390,718
	(2) その他未払金		156,186
	未払金合計		546,905
3	未払費用		483,858
4	未払法人税等		153,068
5	賞与引当金		99,733
6	役員賞与引当金		2,850
7	その他	2	39,105
	流動負債合計		1,332,560
固定負債			
1	退職給付引当金		166,200
2	資産除去債務		8,550
	固定負債合計		174,751
	負債合計		1,507,311
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		1,550,000
2	資本剰余金		
	(1) 資本準備金		413,280
	資本剰余金合計		413,280
3	利益剰余金		
	(1) その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		1,590,499
	利益剰余金合計		1,590,499
	株主資本合計		3,553,779
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価差額金		15,961
	評価・換算差額等合計		15,961
	純資産合計		3,569,741
	負債・純資産合計		5,077,053

(2) 中間損益計算書

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1	委託者報酬	2,355,607	
2	運用受託報酬	1,630,262	3,985,870

営業費用				
1 支払手数料			1,032,095	
2 広告宣伝費			6,136	
3 公告費			470	
4 調査費			1,067,833	
(1) 調査費			454,735	
(2) 委託調査費			611,197	
(3) 図書費			1,900	
5 営業雑経費			81,638	
(1) 通信費			8,075	
(2) 印刷費			61,202	
(3) 諸会費			12,359	2,188,175
一般管理費				
1 給料			742,875	
(1) 役員報酬			34,668	
(2) 給料・手当			663,270	
(3) 賞与			44,935	
2 福利厚生費			101,533	
3 交際費			1,439	
4 旅費交通費			958	
5 法人事業税			20,554	
6 租税公課			3,749	
7 不動産賃借料			103,790	
8 退職給付費用			37,578	
9 賞与引当金繰入			99,733	
10 役員賞与引当金繰入			2,850	
11 固定資産減価償却費	1		8,278	
12 諸経費			179,160	1,302,502
営業利益				495,192
営業外収益				
1 受取配当金			183	
2 雑益			166	350
営業外費用				
1 為替差損			2,796	
2 雑損			320	3,116
経常利益				492,425
特別損失				
1 固定資産除却損			0	
2 商号変更費用			3,305	3,305
税引前中間純利益				489,120
法人税、住民税及び事業税				135,476
法人税等調整額				20,614
中間純利益				333,030

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,257,468	1,257,468	3,220,749
当中間期変動額						
中間純利益				333,030	333,030	333,030
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動 額合計	-	-	-	333,030	333,030	333,030
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,590,499	1,590,499	3,553,779

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,147	3,147	3,217,602
当中間期変動額			
中間純利益			333,030
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,109	19,109	19,109
当中間期変動額合計	19,109	19,109	352,139
当中間期末残高	15,961	15,961	3,569,741

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具備品 2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第36期中間会計期間 (2020年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	158,726千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示して おりません。

(中間損益計算書関係)

	第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	8,278千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第36期中間会計期間 (2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注2.参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,766,457	1,766,457	-
(2) 未収委託者報酬	1,119,626	1,119,626	-
(3) 未収運用受託報酬	902,998	902,998	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	413,794	413,794	-
資産計	4,202,876	4,202,876	-
(1) 未払金	546,905	546,905	-

(2) 未払費用	483,858	483,858	-
(3) 未払法人税等	153,068	153,068	-
負債計	1,183,831	1,183,831	-

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用及び(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間 (2020年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	385,259	360,687	24,571
	小計	385,259	360,687	24,571
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	28,535	30,100	1,564
	小計	28,535	30,100	1,564
合計		413,794	390,787	23,006

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第36期中間会計期間（2020年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,475千円
時の経過による調整額	75千円
中間期末残高	8,550千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
3,476,579	149,363	169,375	117,564	27,988	3,985,870

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	第36期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
1株当たり純資産額	148,214.30 円
1株当たり中間純利益金額	13,827.29 円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
中間純利益	333,030 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	333,030 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

2020年4月1日付で商号をSOMPOアセットマネジメント株式会社に変更する定款変更を行いました。

2020年6月26日付で監査役の補欠選任に関する条文を削除する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2020年4月1日付で商号をSOMPOアセットマネジメント株式会社に変更しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額

247,369百万円(2020年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2020年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
楽天証券株式会社	7,495	

資本金の額は、2020年3月末現在

（3）投資顧問会社

名称
Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.
 資本金の額
1百万シンガポール・ドル（2020年11月末現在）
 事業の内容
投資運用業を営んでいます。ソブリン債と為替に特化した運用を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

（3）投資顧問会社

委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」に関して、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 2月 4日	有価証券届出書
2020年 2月 4日	有価証券報告書
2020年 8月 4日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 8月 4日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蒲 谷 剛 史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS O M P Oアセットマネジメント株式会社（旧損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O M P Oアセットマネジメント株式会社（旧損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月25日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2055の2019年11月6日から2020年11月2日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055の2020年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第4期計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月25日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛 史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2045の2019年11月6日から2020年11月2日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045の2020年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第4期計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月25日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2035の2019年11月6日から2020年11月2日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035の2020年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第4期計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。